

# 全国都道府県知事会議

## 議 事 録

平成 1 7 年 1 1 月 1 1 日

# 全国都道府県知事会議 次第

平成１７年１１月１１日（金）  
於：総理大臣官邸

- |   |               |            |
|---|---------------|------------|
| 1 | 開 会           | 12時00分     |
| 2 | 内閣総理大臣あいさつ    |            |
| 3 | 全国知事会会長あいさつ   |            |
|   |               | （ 昼 食 ）    |
| 4 | 内閣総理大臣と知事との懇談 | 12時20分     |
|   | （ 休 憩 ）       | （ 14時00分 ） |
| 5 | 各閣僚と知事との懇談    | 14時15分     |
| 6 | 閉 会           | 17時00分     |

【竹中総務大臣】 このたび総務大臣に就任をさせていただきました竹中平蔵でございます。ただいまから全国都道府県知事会議を開催させていただきます。着席をさせていただきます。

本日はお忙しいところをこのようにお集まりをいただきまして、大変ありがとうございます。まず初めに、内閣総理大臣からごあいさつをいたします。

【小泉総理大臣】 皆様、ようこそお忙しいところ、官邸にお越しいただきました。日ごろから地方におきまして身近に住民の皆様方のご意見を聞きながら、もろもろの問題解決のために、また住民福祉のためにご努力のことに対しまして、心から敬意を表したいと思います。

おかげさまで、政府も私が総理大臣に就任以来、民間にできることは民間に、地方にできることは地方にという方針で、さまざまな改革に取り組んでまいりました。いわば、その民間にできることは民間にという最も大きな大物といいますか、本丸、郵政民営化も国民の皆さんの大きな支援によって実現することができました。特殊法人の中でも一番税金を使っていた分野の道路公団の民営化も実現し、既に１０月から民営化会社としてスタートを切っております。これからも民間の活力をいかに発揮させていくか、公共的な分野は官が扱うものである、役所が公共的な仕事はするんだ、公務員じゃないと公共的な仕事は無理じゃないかという発想を転換させて、むしろ公共的な仕事におきまして、民間企業なり民間人でできるんだったらどうぞやっていただこうという、官は民の補完、同時に民間でも公共の分野に進出できる意欲のある方にはどんどん入ってもらおうと、こういう姿勢で、これからも民間でできることは民間にという改革を続けていかなきゃならないと思っております。同時に、地方にできることは地方に、これはいわゆる補助金、税源移譲、地方交付税の見直し、これがいわゆる三位一体という言葉で大体皆様方には、この三位一体という言葉も耳なれたものになってきたと思います。

今日は、いわば地方にできることは地方にという、その責任者の皆様方にこうしてお越しいただきまして、それぞれの意見を聞かせていただくということでもあります。今も知事会の皆さん、さまざまな意見のある、あるいは異論のあるところをご苦労されてまとめていただいたものもございます。今後、１２月の予算編成に向けて、これが具体的に数字とになってあらわさなきゃならない時期が刻々と迫っております。

そういうさなかに、こうして皆さんがお越しいただきまして、このような懇談の場を設けましたけれども、限られた時間ではございますが、皆様方の意見を真剣に受けとめて、

地方にできることは地方に、それを具体的に数字の面でも、今後、12月の予算編成に生かしていきたいと思っております。

さらに、私は都市再生ということについて、小泉は東京のことばかり考えているんじゃないのかなとよく批判されますが、最初から都市再生というのは東京だけじゃないんだと、稚内から石垣までを考えた都市再生をやるんだと。都市と地方、都会と農村、これは決して対立する概念ではないんだと。協力して日本の国というものを発展させていく。そして、日本の国を住みやすい国にしていく、これが都市再生だと。決して東京だけのことを考えているのではないし、稚内から石垣までそれぞれの地域が違っていいと。むしろそれぞれの違った特色を出して、住みやすい魅力のある町にしていきたいというのが本来の私の考え方であります。大分では一村一品運動という運動をしてきて、この一村一品というのは日本人のみならず、外国の首脳もかなり参考にしたいということでございますが、私は、一地域一観光、これからどの地域においてもいいところがあるはずだということから一地域一観光ということを書いてまいりました。

過日、フランスのシラク大統領が日本を訪れたときに、このような話をいたしました。フランスは今、全世界で一番観光客の来るところだと。フランス全体では年間約7,000万人の観光客がフランスを訪れる。ところが、日本は年間600万人程度しか外国人の観光客は訪れない。日本人はもう1,700万人ほど外国へ行くんですけども、フランスまでにはいかなくても、日本もこれから多くの観光客に来てもらうような魅力ある国にしていきたいんだという話をいたしました。そうしたら、シラク大統領は、日本はまず飯がうまいじゃないか、観光客にとって食事がうまいというのは大きな魅力の1つだと。そして歴史がある、文化がある。文化の話をしたら私よりよく知っていました。そういう昔の文化の話、この造詣の深さは私はシラク大統領にかなわないからこれからは勉強しよう。ともかく、古代2000年から現代まで日本は魅力にあふれた国だ。

この魅力を宣伝する、広報する、発信する力が弱いということを書かれたので、つい先ごろから、民間の方々、あるいは地方の観光協会の方々、さらには旅行業者の方々の知恵をかりながら、河合文化庁長官を中心に、日本にこういう歴史と文化を訪ねて、こういういいところがあるんだというものを公募したらどうかということを企画したところ、何と700件以上の公募がありました。その中から北海道から沖縄まで、いい案を河合文化庁長官を中心にして約105選ばせていただいたという報告を受けております。お手元にそのパンフレットが配られておりますが、今後、そのような点からも地域が特色を出し

て、それぞれのまちづくりに意欲を持って取り組んでいただくことによって日本全体が住みやすい、また魅力のある町になっていくのではないかとすることを期待しております。

もとより、日本がフランスをまねようとしていることではありませんし、まねても意味がないと思います。フランスにはフランスのよさがある、日本には日本のよさがある、各地域には東京にはないよさがあるはずであります。それぞれの特色を出して、日本全体の活性化につなげていただければと考えております。

多少ごあいさつが長くなりましたけれども、今日は皆様のご意見を聞かせていただいて、今後の実際の政策に反映するように努力をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

【竹中総務大臣】      ありがとうございました。

続きまして、全国知事会会長の麻生福岡県知事にごあいさつをお願いいたします。

【麻生会長】      全国知事会会長の福岡県知事、麻生でございます。きょうは小泉総理大臣、大変、政務ご多忙の中で、私どもとこのようにいろんなお話を聞かせていただく。また、私どもの意見を申し上げる機会を設けていただきました。心から感謝を申し上げます。

今、総理が構造改革ということをずっと進めてこられました。おかげさまで、日本も長い空白を脱しまして、明らかに経済は新しい発展段階に入りつつあります。また、銀行も不良債権のめどをつけまして、機能を回復する。我々は将来に向かって非常にかつての悲観論からいろんな希望を持って向かうという時期に入ることができました。これも非常に大きな、小泉総理の進められた構造改革の成果であるというふうに思っております。

そして、このたびの総選挙におかれましては、見事な圧勝でございました。その根底には国民がやはり私どもの社会を将来に向かって改革し、新しく開いていかなきゃいかん。これを国民はよく知っておりまして、改革に対しましての大きな支持が与えられたものであるというふうに考えております。

そして、このような改革路線の中で、総理はかねて官から民、そして、もう一つの大きな改革は国から地方、我々、地方でできることは地方でやらせようということでございました。私どもはこの分権改革、これを我々としても真剣に受けとめまして、実現をし、私どもの地方の創意工夫、これを生かしまして、また、生かせるような仕組みをつくりまして、日本全体が活力のある、清々と発展する国を目指していく、その一翼を担ってやってまいらなければいけないというふうに考えて、努力をいたしております。

地方側もいろんな自己改革努力をいたしております。最もわかりやすい努力は市町村合

併でございまして、これはかつて3,300弱ございました市町村が1,800に減るというところでございます。合併自体、非常にそれぞれ大変な、血の出るような努力でございすけれども、ちょっと申し上げますと、これによりまして議員の数が1万7,600人ぐらい減ります。それから、市町村はじめ、3役の数だけでも3,570人ばかり減るわけですね。非常にこれは純減でございまして。非常に大きな改革をやっているんです。

そのようなことでございまして、私どもも総理の方針に呼応しまして、一生懸命分権の努力をしていく覚悟でございまして。その中心は何といいましても、三位一体改革でございまして。いよいよもう今月中にはこれにめどをつけなきゃいかんという、本当に正念場になってきておるわけでございまして。きょうの総理に対しまして、いろいろ私どものご意見を申し上げ、また、総理から親しくご方針を伺いたいと思っております。この三位一体の改革、これを中心に、また、総理はかねて地方の案を尊重してやっていくんだという明確な方針をいただいておりますから、そのもとで実現をしていくということでやってまいりたいと思います。

そのほか国内あるいは国外大きな政治課題を抱えております。それにつきましても、地方でやれること、工夫すべきこと、これについて努力をする覚悟でございまして。そのようなことでございまして、本日のこのような懇談の場、率直にさせていただきたいと思っております。本日は本当にありがとうございました。（拍手）

【竹中総務大臣】 それでは、カメラのご退室をよろしくお願い申し上げます。食事の用意が整っておりますので、まずどうぞお召し上がりいただきたいと思っております。

（カメラ退席）

【竹中総務大臣】 それでは、ただいまから小泉総理と知事の皆さん方との意見交換を始めさせていただきます。テーマを大きく2つに分けさせていただきます。前半では、「地方分権、三位一体改革」についてご議論いただきます。その後、「その他の重要課題」というふうに分けさせていただければというふうを考えております。

まず知事の皆さん方から意見を出していただきまして、何人かの知事の皆さんにご意見を伺った後、小泉総理からお話をいただく、そのようなスタイルをぜひ取らせていただきたいと思っております。

何分にも時間の制約がございまして、できるだけ多くの皆様と議論ができますように、ご協力をお願い申し上げます。それでは、「地方分権、三位一体改革」というテーマで、ご発言のあります方、どうぞ挙手をお願い申し上げます。

それでは、福岡県知事。

【麻生会長】 三位一体改革につきまして、知事会長として全体的なお話をお願い申し上げます。昨年の6月に三位一体改革、分権を進めるということで、国のほうでは、3兆円の税源移譲、これを思い切ってやろうという決断をいただきました。そして、実際にこれをやりますためには、補助金、負担金をこれに見合った形で廃止をしなきゃいかんわけですが、それを具体的にどうするかということにつきましては、地方の方で考えろということでございます。我々はこのボールを受けまして、ほんとうにいろんな議論をいたしまして、また、調整もいたしまして、地方六団体としての案を、3兆2,000億円削減案を昨年の8月につくって、政府の方に提出をいたしましたわけでございます。これをもとに、削減計画の議論を進めたわけですが、結局、昨年の11月段階で、2兆4,000億円、これは義務教育の国庫負担分8,500億円が入っているわけですが、そういう案ができ上がりました。この義務教育につきましていろんな議論が行われましたけれども、いずれにしても、これは当初予定どおり、私どもが希望いたしております一般財源化ということで、実現を特にお願いをいたしたいと思います。

そして、問題は、あとの6,000億でございますが、これをどうするかということにつきましても、いろいろ議論ございましたが、もう一度地方で案をつくると、つくれということでございまして、この2回にわたってつくるのかというのはいろんな議論ございましたが、とにかくこれをやらなければ、事態が進まないということで、6,000億を削減するための案をもう一度つくったわけでございます。そのような中で、いよいよ今月中にははっきり具体的な方針を決めなきゃいかんという段階でございます。

そして、早速、新しい内閣改造後は、この内閣官房長官のもとで、各省に対しまして、非常に具体的に削減目標を示される、積極的に進めていくという、この方向が出され、現にそれが進められているわけでございます。この点、私どもは、この強いリーダーシップに大変感謝をし、また、期待をいたしております。

そういう中でございますが、まず第1点は、お願いしたいのは、3兆円の税源移譲、これは今までになかったことございまして、日本の歴史上でもこれだけの大きな額、そして、しかも基幹税を使って地方に移譲するという、非常に画期的なことでございます。このようなことございまして、この画期的な3兆円の税源移譲を確実に実施をするということを改めてお願いをしたいと思います。

そして、2番目に、その補助金、負担金の改革でございますが、これは総理大臣がかね

て地方案を尊重してやっていくということでございます。ぜひこの方針、このもとに私どもが提出いたしておりますその案、この中から、この必要な6,000億円をつくっていただきたい。これを特にお願いを申し上げます。

ただ、その場合に、単純に補助金の補助率を下げるとか、負担率を下げるというのでは改革になりません。したがって、本質的な改革になりますように、この補助金、負担金の廃止ということを目指してお願いをいたしたいというふうに考える次第でございます。

そしてまた、今、私ども非常にこの憂慮し、また、強く反対をいたしていますのは、生活保護費の問題でございまして、この生活保護費につきましては、本来私どもの案に入っていない。したがって、地方案を尊重するという点からいいますと、その枠の外にあるわけでございますが、これにつきまして、ずっと国と地方の協議を進めてまいりました。生活保護が膨らんでおりますから、これを制度としてどういうふううまくこの時代に合った形に変えていくかという制度論をやるということで、議論を進めてきたわけでございますが、厚生労働省のほうでは、本来、約束に反するんですけれども、負担率を引き下げる、あるいは部分的に地方に渡すというような案を出してきておりまして、これは非常に私ども、今までの議論の積み上げ、了解事項に反するものでございます。そういうことで、この案はぜひ採用されないように、我々は強く反対を申し上げます。

現実には、これにつきましては、各地域で非常に激しい反発、反論が起こっておりまして、一部の政令市等では、既にそんなことであれば、もう事務を返上しようという動きに入ってしまったおるとい状態でございます。本来このようなこの福祉の行政、これはもうほんとうに市町村、県、そういうところが実行いたしておりまして、国、地方が一体となってやっている分野でございます。この分野において一番大事な国と地方の信頼関係が損なわれていくと。そしてまた、事務もできないというようなことになったのでは、我々のほんとうの国民に対する責任も果たせないし、この生活の保障というのができなくなるわけでございます。そういうことでございまして、私どもの持っております事務をもう返上しようじゃないかというぐらいに思い詰めた危機感、この点を十分ご理解いただきまして、何とかこのような案、地方の案にないようなものを持ってくるということをやめていただきたいということを、特にお願いを申し上げる次第でございます。

いよいよ時間的にも迫ってまいりました。ぜひ小泉総理におかれましては、最後までリーダーシップを発揮していただきまして、そして、最終案ができるということまで強い指導力を果たしていただくということを特にお願いを申し上げる次第であります。

以上です。

【竹中総務大臣】 それでは、引き続き挙手をお願い申し上げます。

それでは、岩手県、石川県、そして、岡山県、愛媛県の順番でお願い申し上げます。

【増田岩手県知事】 ありがとうございます。岩手県知事でございます。

私の方からは、三位一体改革につきまして、特に施設整備費について、ぜひ対象に加えていただきたいということを申し上げます。この施設整備費は、大変額も大きなものでございますけれども、今まで3兆円のリストの中でも、それから、1兆円のリストの中に入れていたわけでございます。去年は公共事業も含めてお願いをしたわけですが、ゼロ回答でございました。今回は公共事業を除いて施設だけに絞っているわけでございますが、これは施設整備につきまして、規格面でも、あるいはその事業費のコスト面でも地方は最も知恵と工夫を入れて、実情に沿った形で整備をできる、そして、責任を持たせるという上ではまさに三位一体改革が一番適する対象ではないかと思うわけでございます。

今までこの施設整備費が対象から除かれておりました中で、これは建設国債の対象経費になっているからという反対の理由があったわけでございますけれども、今、建設国債の償還は60年になっており、赤字国債とその機能は全く変わっていないということがございます。そういった面でこれを別に扱うという理由はないと思いますし、我々がお願いしています今回の施設整備費5,000億でございますが、それは赤字国債全体の発行額からいえば、本当に1%になるかどうかということでございます。

したがって、私はこの施設整備費をぜひ対象にさせていただいた上で、その上で地方に整備面についてのいろいろな工夫を出させると、コスト削減や実情に合った規模、規格、構造となり、この改革の趣旨に沿うことではないか、このように思っているわけございまして、そのことをぜひお願い申し上げたいと思います。

それから、もう一つは、公務員改革を今、国の方では盛んにやっておられます。人員削減では大変ご苦労されておられるようでございますが、私は三位一体改革こそ、こうした公務員の数の圧縮にもつながると考えております。補助金を配分する上で多くの国家公務員を人員配置しております。それに見合った形で、我々も人員をいろいろ配置をしなければならぬわけでございますので、こうした補助事業を、国から地方に、そして、補助金をなくすということこそが、まさに人員削減の上でも大変効果があるものでございます。そのことから言いますと、単に補助率を変えるですとか、交付金化するということは、その事務を全部残すことにもつながるので、これは先ほど会長の話からも認められない話で

すが、そういった行革的な観点からもこれは本来するべきではないと思います。

生活保護あるいは義務教育、そして、昨年はリストにない国保、いろいろ大きな額についての問題が出ていますが、いずれも負担率あるいは補助率を変更するようなことが、巷間いろいろ言われていますけれども、ぜひとも地方に真に裁量の余地の大きいものについて、今回の改革の対象にしていただきたい。私も生活保護や年金や医療というのは、まさに国の責任だと思いますし、地域福祉のようなものこそ、地方が責任を持って行うべきだと思いますので、そうした目指す姿に向けてぜひリーダーシップを発揮していただくようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

【竹中総務大臣】 石川県さん、どうぞ。

【谷本石川県知事】 今、麻生会長のほうから、生活保護についての基本的なお話がありましたけれども、私自身、昨年の11月の政府与党の合意を受けまして、設置をされました、いわゆる関係者協議会の委員を仰せつかっておりますので、この協議会、これまで議論に参加をしてきましたものとして少し申し述べさせていただきたいと、このように思います。

協議会は4月に始まりまして、これで7回協議を行ってまいりました。我々はこの協議の中で、建設的な協議を進めていくためには、なぜ生活保護費が上昇しているのか。なぜ保護率に地域差が生じているのか、こういう点についてやはり委員同士がまず共通認識を持つということが必要だろうという提案をさせていただいて、委員の皆さん方のご賛同を得まして、協議会の中には、学識経験者の皆さん方もおられますので、こういった皆さん方、そして、政府、自治体の担当が入りました共同作業チームを発足させまして、約4カ月、これは膨大なデータを収集、分析をして作業を行ったわけであります。

その結果、共通の認識として得られましたのは、この生活保護費の上昇とか地域差の原因というのは、一つは失業率などの雇用情勢、もう一つは独居老人ですね。ひとり暮らしの老人が増加しておる。もう一つは、離婚率が上昇している。さらに加えて、地域の連帯感の希薄化、こういった経済的、社会的要因によるものであるということが明らかになったわけであります。

厚生労働省のほうでは、これまではどちらかというと自治体の実施体制が不十分だ、だから、地域差が拡大している。だから、地方の負担割合を大きくすることで、生活保護費が抑制できるんだと、こういう主張がございましたけれども、こういった分析の結果をみ

ますと、地方の負担を増やしても、これは必ずしも生活保護費の抑制にはつながらないということも明らかになったというふうに我々は考えております。こうした分析結果を踏まえてまいりますと、今後はこういった経済、社会的な要因によって上昇する、この生活保護費をいかにして適正化していくか、こういったところへ議論を移していかなければいけないというふうに我々は考えまして、去る4日の協議会で、地方として知事会、市長会共同でこの生活保護適正化のための提言を行わさせていただきました。

しかしながら、同じ日に、実は厚生労働省は、我々地方としては、地方分権には最もほど遠いというふうに考えております、この生活保護の中に、地方にできることは地方にという、総理のキーワードを持ち出してこられまして、基準設定原資を地方に移す、国庫負担率を引き下げるという見直し案を提示してこられたわけでありまして。これは突如こういう提案がなされてきたということでございます。これまでの協議会の真摯な協議の経過を全く無視したもの、そういった意味で大変地方の不信を招いておるわけでありまして、三位一体改革の理念とは相いれない、そして、これは生活保護の抑制にもつながらない、このように考えておるわけでありまして。

改めて申し上げるまでもありませんけれども、この生活保護というのは最低限度の生活を営める行政サービスということになるわけでありまして、地域あるいは個人によって実質的に差をつけてはならない。国民にとりましては、最後のセーフティネットということでもありますので、国民に等しく平等な水準となるように、この保護基準というのは公平公正に国において統一的にこれは定められると、そういった意味では地方が創意工夫をして、地方ごとに競い合うという事務ではない。それであるがゆえに、これは自治事務ではなくて、法定受託事務に分類をされているものというふうに我々は理解しておるわけでありまして。

この生活保護の経費をこの三位一体改革における税源移譲の対象とすべきではないということは、今、麻生会長が申し上げましたけれども、これは地方の一致した意見でございます。今月末には、この三位一体改革の1期目の内容がまとまるというふうにお聞きをしておりますけれども、ぜひその折には、私どもの麻生会長が三位一体の改革、地方分権が大きく前進をしたと、こういう評価できる表明ができますように、ぜひ総理のリーダーシップの心から期待をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

【竹中総務大臣】 岡山県知事、どうぞ。

【石井岡山県知事】 ありがとうございます。私は地方六団体の推薦を受けまして、文

部科学大臣の諮問機関でございます、中央教育審議会、その審議に参画をさせていただきました。その経緯から義務教育費国庫負担金のこの一般財源化の問題につきまして、総理にお願いをさせていただきたいと思っております。

この問題につきましては、先ほど麻生会長のお話の中でも触れられましたけれども、知事会の中でも侃々諤々の議論がございました。そして、小異を捨てて大同につくと、こういう地方六団体の総意といたしまして、昨年8月に小泉総理に改革案として提案をさせていただいたものでございます。

昨年11月に政府与党の合意がございました。その中では、この問題は、暫定というふうにされまして、中央教育審議会において、この費用負担についての地方案を活かす方策を検討して、その結論を得る。このこととされたところでございます。地方六団体は、この方針に従いまして、私をはじめ、高松市長、そして、全国町村会の山本会長さん、3名の地方の代表がこの中教審の特別部会に参画をいたしまして、100時間に及ぶ審議がございました。その大部分に私も参画をいたしまして、熱心に、かつ、真摯に議論を展開し、そして、地方案を誠心誠意、審議会の委員に説明をさせていただいたところでございます。

にもかかわらず、先月、決定されましたこの中教審の答申の中では、現行のこの2分の1、国庫負担制度を今後も維持すべきと、このような結論になったわけでございます、我々の地方の意見というものが全くその結論の部分において触れられることがなかった。費用負担についての地方案を活かす方策ということが、これも私は審議会の会長に確認をさせていただきましたけれども、地方案を活かしておりますかという最後の私の質問に対して、これは活かしたものとはなっていないと、このようなことでございました。

この8カ月に及ぶ真摯な議論をした結果がこういったことになったことはまことに遺憾なことでありまして、これも我々3人以外のこの中教審のメンバーは、文部科学省、制度の堅持を主張しております文部科学省において選任をされた委員であるということもあったのかもしれませんが、結果的に非常に残念な結果になったというふうに思っております。

私は、官から民へ、あるいは、国から地方へという小泉総理の構造改革が国民の圧倒的な支持を得ておる今日、義務教育の分野におきましてもぜひ地方分権を推進する必要がある。特に財源面での改革をお願いしたいと思っております。すなわち我々、地域の実情に精通をし、義務教育を自治事務としてみずからの仕事としております地方公共団体がみずからの財源である地方税などの一般財源によって、地方の教育を推進していくという、そう

いうシステムへの改革をお願いしているところでございます。そういうことによって、義務教育の分野において地方分権が進んでまいります。地方公共団体がみずからの責任のもと、より総合的かつ主体的な教育を展開することができる、いわば教育分野における我々地域同士の善政競争が展開をされて、教育の質の向上がもたらされるものと確信をしているものでございます。

総理は米百俵の精神を説かれました。我が国は三百諸侯の時代からまさにこの米百俵の精神に代表されるように、各地方がみずからの財源で教育に取り組んでまいりまして、そして、多くの俊英を輩出をしてきたということでございます。ぜひ総理におかれましては、分権総理といたしまして、地方の教育力を信頼され、教育の分野における地方分権を推進するために、義務教育費の国庫負担金のこの一般財源化の問題、これを我々地方案のとおり実現をしていただきますよう、この問題は9番バッテリー論もこの内部の議論の中でございましたけれども、しかし、9番バッテリーであっても、三位一体改革の決定打をぜひ打たせていただきたい。このことをぜひ総理に対しまして、切にお願い申し上げまして、私の意見とさせていただきます。

【竹中総務大臣】 愛媛県知事、どうぞ。

【加戸愛媛県知事】 ありがとうございます。ただいまの岡山県知事と全く正反対の立場からの意見を開陳することをお許しいただきたいと思います。

もともとこの問題のときには、議論の中で、知事会におきまして、私は理念も哲学もない、単なる数字合わせのために義務教育費国庫負担金を使うべきではないということを申し上げてまいりました。このことは先ほどのあの中央教育審議会において、理念、哲学を含めて、100時間における議論があったものと承知をいたしております。その結果、地方六団体代表委員の3人のご発言の趣旨は、正委員30名、臨時委員20名、50名に上る方々の中のだれ一人の賛同も得られなかった、その結果としての答申である、この事実は厳粛に受けとめていただきたいと思います。単なる教育関係者だけではありません。教育に関心を持つもの、各界各層の有識者、知識人、言うなれば日本の良心を代表するような方々の中で、だれ一人、この地方六団体案に賛同しなかったということは大変重いものがあると思っております。

それから、地方案尊重ということを先ほど麻生会長おっしゃいましたが、確かに6団体の案はその形でまとめられました。ただ、全国知事会のときにはこの案につきまして、16人の知事が反対または異論を唱えました。結果は3分の2の多数決で決まりましたけれ

ども、一方、都道府県議会におきましては、この１年半の間に１６の県議会が負担金堅持の議決をし、意見書が自治法にのっとって出されております。また、市町村議会でも６５％の市町村議会が義務教育費国庫負担金堅持の意見書を出されております。ですから、私は、地方六団体の総意とは思いません。多くの、確かに幹部の方々の主導性によってこういう形になったと思うけれども、それは三位一体という名のもとに３兆円の目的達成のために、どの金が一番使いやすいのか、持っていきやすいのかという議論が先にあったのではないかと私は恐れております。

日本の学校制度は、明治５年に学制発布で全国津々浦々に小学校が設けられました。市町村が設けます。でも、これは市町村財政からいってとても難しいことは、先生が安月給で採用できない。あるいは代用教員、しかも代用教員も、採用してもすぐ巡査やあるいは郵便配達のほうが収入がいいから行ってしまう。そういった悲鳴が上がった中で、国が補助をしてほしい、負担をしてほしいということで、今日の義務教育費国庫負担制度につながりました。財政状況の如何によって左右されるんです。しかも、この制度は、言うなれば、広域的な人事を確保するために、人事権を都道府県に持たせるという形で、現行の仕組みが成り立っております。本来は市町村の事務です。でも、僻地、離島で、子供が少ない、しかも高齢者ばかりのところ、どんなに子供がいなくても、先生の教育を受けたいと思うのが親の願いであります。それが義務教育無償の原則でもあります。

無償の精神に立って、憲法上の要請に基づいて、今、子供たちに就学の義務を課しているのは国であって、都道府県でもありません。市町村でもありません。現実の事務は市町村が行うとしても、それが国が財源を安定的、継続的に保障してあげること。そのことがこの負担金制度の本質だと私は思っております。三位一体の名のもとで、移譲された場合の結果はある程度予想できます。地域間格差が必ず出るでしょう。それから、苦しい財政状況のところには、あるいは教育費削減が行われるかもしれない。この会議ではどなたもそんなことはあり得ないとおっしゃいました。しかし、それは４７県知事、今おっしゃっていますが、では、５年先どうですか。１０年先どうですか。

地方交付税、一般財源がどんどん減って行って、スリム化しなきゃならないときにこの教職員の人件費は魅力的な財源になります。１，０００億の義務教育の経費、教職員給与費があった場合に、１００億カットすれば、１００億が別に使えるんです。負担金制度ならば、使えるのは５０億であって、５０億の負担金は返上しなきゃなりません。しかも、この負担金制度は現実に支給された教職員の給与の実額の２分の１を精算払いするという、

極めてすぐれた制度です。それが一般財源移譲となれば、色のつかない形で、込み込みで地方へ入れる。そういった仕組みに直していいのかという問題があります。過去の歴史を考えたときに、再び……。

【竹中総務大臣】 知事、少し手短に要約お願いします。

【加戸愛媛県知事】 はい。賢者は歴史に学ぶと申します。ぜひとも三位一体という名のもとに、神と子と精霊が泣くような改革につながらないように、総理の英明なる判断を求めたいと思います。

【竹中総務大臣】 それでは、もう少しご意見伺ってから、総理にお答えいただきたいと思います。

大阪府知事、滋賀県知事、鳥取県知事、富山県知事、4方お願いいたします。

【太田大阪府知事】 ありがとうございます。一言だけ申し上げます。最初に、麻生会長のほうから代表的な意見を申し上げ、その後、中教審、それから、社会保障、生活保護の関係で、知事を代表して参加をしていただいていた谷本知事さん、そして、岡山県知事さんから発言ございました。現場をあずかる知事として、さまざまな意見があるということとは当然ですけれども、加戸知事さんのご意見もその一つだと思います。しかし、私も、小異を捨てて大同につく、そして、「地方にできることは地方に」という総理の改革の本旨をこの地方において実現したいという思いでやってまいりました。

そして、特にこの生活保護につきましては、小異を捨てて大同につくという、小異はございません。地方六団体、すべての地方自治体がこの生活保護についての先週の突然の厚生労働省の提案については撤回をはっきり求めております。これは「地方にできることは地方に」という看板は掲げておられますけれども、地方に何ら裁量権も自主性も伴うことのない法定受託事務を、負担をそのまま地方に転嫁するというものにほかならないということは、これまで、これはみんなで申し上げてきたとおりでございます。

私ども大阪府は、全国一、生活保護世帯の多い地域であります。しかし、これは先ほど来、谷本知事がおっしゃっているように、科学的に分析をした結果、経済、社会情勢によってこのような生活保護世帯の分布になっているんだということは、厚生労働省にもご理解いただいているところですし、また、大阪府の場合には、高度成長期に多くの方々が大阪府に来られまして、労働者として働かれ、そして、高齢化をされる中で、このような問題が生じてきたんだと。したがって、シビルミニマムと申しますか、ナショナルミニマムを守っていただく。厚生労働省の本望をぜひともこの際、制度の抜本的な改革ということ

の中で実現をしていただきたいと。そういうことであれば、私ども一生懸命、地方も協力していきたいと思っておりますけれども、今回の提案は全く突然のことであるのみならず、先ほど来申し上げているように、地方との信頼関係を損なうものであり、これからの改革を一緒に実現していく上で大きな弊害になるというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【竹中総務大臣】 滋賀県知事。

【國松滋賀県知事】 ありがとうございます。滋賀県知事ですが、全国知事会で国の過剰関与問題の小委員会の委員長を務めておりますので、そうした点で申し上げたいと思います。

三位一体の改革、分権改革というのは財源の問題とあわせて、権限の問題があると思います。昨年度の地方六団体の改革案の中でも触れさせていただいておりますが、昨年は事務にかかる設置基準の義務づけの廃止を訴え、お願いをしました。そしてまた、国の立法に対して、地方の意見を反映する仕組みの構築や、地方の役割の権限拡大等も申し上げ、その中で、具体的な国の規制関与が過剰である部分を20項目についてお示しをさせていただきました。これはいずれも一例にしかすぎないわけではありますが、そうしたものをお示ししたのですが、残念ながらそれに対する回答というのはあまりにも我々の意図が理解されていないし、また、真摯に検討もされたというように思えないというような回答でございました。

幸い、6月につくられました政府の「骨太の方針2005」でも、国から地方へという中で、地方公共団体が実施する事業への細部の国の規制や関与を大胆に撤廃するというように書いていただいております。しかし、去年もそのようなことは書かれていましたが、残念ながら何ら進歩しませんでした。したがって、そもそも自治事務というのは地方公共団体が自己の責任において地域の実情に合った形で、最小の経費で最大の効果を上げるようにやるという仕事だという整理がされたものでございます。したがって、それについて、国が統一的な、あるいは画一的な扱いを示す、規制するというのはそもそも矛盾するわけでございます。

したがって、まず1点は、自治事務に関しましては、原則として国は関与、規制をしないという、禁止する、そういう撤廃するということを明確にさせていただき、そして、具体的には政省令でいろいろ書かれたりするわけですが、その関与規制については、原則として、やはり他の法律との調整の部分とか、規制の枠組みに限定していただくというこ

と。あるいはまた、私どもが20項目示しておるもの等につきまして、規制・関与が必要なものは具体的理由を示していただきたいと、そういうように思います。

2点目は、法定受託事務についてであります。これは国が本来果たすべき事務を地方が国にかわって実行しているものであります。ところが、その財政的には特定の事業の経費の一部のみを国が負担するというようになっておりまして、全く措置されていない、経費の措置されていない事業もかなりありまして、地方の財政を圧迫しております。やはりこれは法定受託事務というものにかかる経費については、全額、国で措置をしていただきたいと思います。制度的には地方交付税で一定措置されているといった話があったりするわけですが、地方交付税というのはそもそも地方の自主財源、自治事務に関する財源を国がきちっと手当するというものでございますので、この法定受託事務に対する経費に充てるというのはそもそもおかしいと思います。

3点目は、国の直轄事業の負担金でございます。全国的視野のもとに国家的政策として実施されている国直轄事業、また、本来、管理主体である国が負担すべき維持管理費について、地方公共団体に対して、一方的に財源負担を課するというものでなっておりますが、これはやはり地方の財源を圧迫する極めて不合理な制度であります。今までもお願いをしてきたことですが、ぜひこの分権改革の中で廃止をしていただきたいと思います。

なお、生活保護の問題についてあえて触れさせていただきますが、やはり国の仕事に、国を守るという話とあわせて、国民の最低限の生活を保障する、憲法に触れられたことはやはり国がきちっと責任を持つということでございますから、総理がおっしゃるように、地方の案を尊重するという中で、ぜひこれは全国の首長ともども、だれもそんなことを考えてもおりませんので、こういうことに触れないように、総理がきちっとこのことには手をつけないということでもよろしくお願いします。でないと、せっかくの分権改革の中で、総理が地方案を尊重すると言っているのが、結果として違う話になってしまうということではないかと思います。

よろしくお願いします。

【竹中総務大臣】 鳥取県知事、どうぞ。

【片山鳥取県知事】 ありがとうございます。鳥取県知事です。私は三位一体改革の中で、とにかく忘れられがちな税の話をまず申し上げたいと思うんですが、これから自立をして、それで、地方分権で自治の時代ということになったときに、その税というのが大変重要になると思うんです。そもそも自治というのは、住民みずから納めた税を何に使うか、

それをいかに効率的に使うか、それをチェックすると、これが地方自治の基本だと思うんです。ところが、今、現実を見てみますと、地方議会で税を議論して、税条例を議会がその改正を決定しているところというのはほとんどありません。全くではないかもしれませんが、ほとんどありません。

そもそも議会というのは税を議論するためにできた、これは西洋の歴史から見ても、そのマグナカルタとかフランス革命からもそうですけれども、我が国の地方議会は、税条例をみずから変えないという、そういう実態であります。情けないんですけれども。じゃ、どうやって税条例をかえていますかという、専決処分といいまして、私たち知事とか市町村長が議会にかわって、議会の権限を代行している。それをあとで承認するという、こういう仕組みになってしまっているんです。なぜこうなっているのかというのは、幾つか理由があるんですが、1つは、そもそもその地方税法という国の法律でたががはめられていまして、その中でほとんど選択の余地がないというのが実態なんです。選択がなければ、議論もありませんので。

それからもう一つは、タイミングの問題ですけれども、地方税法の改正というのが国会の関係で、いつも大体3月になります。そうしますと、その翌年度からの各自治体の税条例というのも、3月議会で決めるものですから、勢いタイミングの問題で専決処分になってしまうという、こういうことになるんです。これから自治分権時代になりますので、ぜひその地方議会で税を議論できる、そういう環境をつくっていただきたい。それは内容に選択肢を持たせるということが一つでありますし、それから、私は国法で、国の法律でその地方税の大枠は縛っていいと思いますけれども、それはタイミングの問題がありますので、もっと早く議論できる、地方議会で議論できる、そのタイムリーな時期に改正を行っていただきたいということでもあります。

それからもう一つ、私はもうこの義務教育の話は、きょうは内側がもめるような話を総理の前で申し上げるのは品が悪いので言うまいと思っていたんですが、ちょっと気になることもありしたので、あえて申し上げさせていただきますが、私も実は中教審の委員であります。私は6団体の委員代表ではありません。学識経験ということで入っていました。義務教育費国庫負担金の廃止には反対をしました。ただし、先ほどどなたか言われたように、3人の委員以外はみんな文部科学省に洗脳されていたという表現がありましたけれども、洗脳なんかされていません。私は洗脳されていると言われたら、もう名誉にかかわりますから、ここで申し上げておきますけれども、徹底的に議論したんです。この義

義務教育費国庫負担金が本当に廃止することが、義務教育を自由にするのかどうかということとを議論したんです。自由度を増さないという結論だったんです。

それで、3対、あと残りでその中教審は意見をまとめたんです。私は、あとは一般的に国庫補助金とか負担金を廃止して、税にかえるというのは、これはいいことです。賛成です。ただし、そのときにはやっぱり自由度が増して、それから、財源がやっぱり不安定にならないようにしなきゃいけないということを常に心配しております。一番貧乏県でありますから。それで、貧富の差が激しくなってどうなるかといいますと、その交付税依存度がやっぱり増してしまうんです。このことをやりますと。それで、交付税依存度を増すということは、今の交付税の置かれた環境を見ますと、やっぱり将来に対して懸念を持たざるを得ないんです。そこであえて私は反対を申し上げたんです。これはもう、こんなことを言って、内輪もめみたいになりますから言いませんけれども、決して洗脳されて議論を決めたということではありませんので、そこは誤解のないようお願い申し上げたいと思います。

ありがとうございました。

【竹中総務大臣】 富山県知事。

【石井富山県知事】 ありがとうございます。総理、私は、ほんとうに3兆円の、国から地方への税源移譲というのはシャープ勧告以来、半世紀ぶりのほんとうに大変な、偉大なご決断だと思うんです。ただ、今の構造を見ていますと、結局、生活保護費の補助負担率を下げる。義務教育も2分の1を3分の1にしようじゃないかというのでやる。これはせっかく総理が3兆円移譲して、地方にできることは地方に、自由度を増して、財政の自立を高めようと考えておられるのに、そういう人たちがよってたかって総理の偉大なご決断を台なしにしようとしているという感じがしてしょうがない。やっぱり生活保護は、先ほど来いろいろお話が出ました。富山県は全国一生活保護率が低い県なんです。けど、私は、これは損得じゃなくて、あえて申し上げるんですが、やっぱり国民がほんとうに失業したり、病気になったり、困ったら、これは国家が助けなくてだれが助けるんですか。さっき総理、シラク大統領の話をされましたが、フランスとかイギリスでは、全額生活保護は国庫負担なんです。ですから、私は、この生活保護の補助負担率を、さらに今の75%から下げるとするのはやっぱりそれはぜひ避けていただきたい。

そのために、私は以前、地方分権推進委員会にいましたけれども、当時はもう厚生省の方、皆さん、これは国家としての最後の命綱なんだと。どうしても法定受託事務にしてく

れと、国庫負担制度を今のままにしてくれと言われたからそうなっているのです。だから、ひるがえって、義務教育は、あのとき散々議論しましたけれども、自治事務というふうに整理したんです。そのときに、非公式の話ですけれども、当時、文部省の中にも、やっぱり義務教育、確かにどんな市町村長でも、じゃあ、税と交付税でやりなさいと言われて、じゃあ、義務教育をおろそかにするような首長はいませんよ。それこそ地方にできることは地方にと、これはやらせてもらって、私は、国がほんとうにお金があるなら、もっと大学教育、科学技術とか、世界レベルの芸術文化の振興とか、そういうことに金を使うべきなので、要するに、自治体にやれることはやらせてもらいたい。

総理のお考えは、地方にできることは地方がやる、それから、国が本来やるべきことは国がやる。そういうふうにしっかり仕分けていかないと、みんな補助率を引き下げて、国の関与、ひもつきは同じで、地方の負担だけ増えるというなら、せっかく総理が3兆円やられた、この業績がおかしくなっちゃう。

それから最後にもう一点。総理、富山県は全国一、合併が進んだ市町村でして、来年の3月には15市町村になる。その中には8つの町村が1つの市になった南砺市というところがあります。ここはもう議員も約3分の1に減らす。職員も、今、国は5年間で5%純減とか言っておられますけれども、南砺市は、この10年間で約3割職員を減らす。もっと減らそうかと、そのぐらい行革をやって。ただ、理解してほしいのは、それでも財政は苦しいんです。南砺市の8つの町村が一緒になって6万人になったけれども、やっぱり1人当たり税収は11万円ぐらいで、東京都当たりの市町村の4割以下ですよ。

そうすると、私がお願いしたいのは、総理、私は甘えるつもりはありませんが、やっぱりさっきもお話に出ましたように、地方交付税というものもやっぱりある程度、安定確保してほしい。この5年間で、地方交付税は4.5兆円減りました。2割以上減ったんですね。これ以上何かどんどん、地方がえらいむだに、中にはとんでもない自治体があって、変なことをやっているところも例外的にあるようですけれども、ほとんどの自治体はまじめにやっている。それをぜひ理解していただいて、交付税の安定確保ということもひとつよろしくお願いしたいと思います

以上です。

【竹中総務大臣】 地方分権、三位一体に関して、5人の知事さんのお手が挙がっていると思いますので、それでは、和歌山県、佐賀県、兵庫県、奈良県、宮城県、それで、総理からご発言をいただきたいと思います。どうぞ。

【木村和歌山県知事】 発言の機会をいただきありがとうございます。政府におきましては、国から地方へ、構造改革をスローガンにすえて、「骨太の方針2004」では、地方分権のさらなる推進に向けて、将来の道州制の導入に関する検討を本格化させると。また、同2005年でも将来の道州制の導入に関する検討を引き続き進めと、こういうふうを示しておられます。このため地方制度調査会において、道州制のあり方が今、鋭意議論されているところでございます。そしてまた、この道州制に関しましては、政府に限らず、当事者となる都道府県をはじめ、経済団体、学会など、多方面において現在さまざまな議論が繰り広げられているところでございます。

また、国や地方団体が果たすべき役割を明確化し、それぞれの役割に応じた最適な行政システムの構築が、国、地方を通じた行政経営の効率化にもつながる有力な方法であるというふうなことが言われているわけでございます。こういったことを踏まえまして、今後とも国から地方へという基本方針に基づいて、我が国を真の分権型社会に転換させると。中央集権型じゃなくて、真の分権型社会に転換させるという観点から、この道州制についての検討を行っていただきたいというふうに考えております。

さらに、道州制導入のメリットを国民に具体的に示すため、北海道が提案している道州制特区の実践を、政府一体となって推進していただきたい。このように考えております。ありがとうございました。

【竹中総務大臣】 佐賀県知事。

【古川佐賀県知事】 ありがとうございます。佐賀県知事の古川康でございます。総理に心からこの地方分権改革、三位一体の改革に取り組んでいただいていることに対して感謝を申し上げたいと思います。先ほど、岡山県の石井知事から米百俵の話がありました。総理がよくおっしゃっている米百俵の逸話は、私たちに2つのことをあらわしていると思っています。1つは、食料が足りないだろうから米を食べなさいと言って、得られた米を、いや、それよりも教育だといって、食べるものを割いてでも教育に回したというのが地方だったということでもあります。もう1つは、それが可能だったのは、これは米なんだから食べてしまいなさいと指示する所管官庁はなかったということなのであります。地方の判断で教育に充てられたからこそできた逸話であるということをまずもって申し上げたいと思います。

もう一つは、生活保護についてでございます。ここにいらっしゃる全国知事会のメンバーの方々は、極めて私は真つ当な判断と責任感をお持ちの方でございますが、実際に生活

保護の現場にいる市町村、特に市、とりわけ政令市においては、既にこの生活保護が一方的に負担率が削減されるのではないかということを非常な危機感を持っておりまして、8月分から厚生労働省に対して、実際に何人の方が保護世帯でいらっしゃるのかという報告事務をとめております。これは今、生活保護の仕事に支障があってはいけない。保護世帯の方、受給者の方に迷惑がかかってはいけないということで、その事務はきちっとやっておりますけれども、厚生労働省に対する報告だけはとめております。

昨日、九州市長会も全会一致で、この事務を今月分からとめることに決定をしました。総理、私どもは、知事会としてはそういったことは今はまだ話し合いの最中なんだから、もうちょっと待とうやという議論がメインでございます。しかしながら、ほかの分野でこうしてまで何とか私たちの気持ちをわかってほしいというふうな動きに出たことがあったのでしょうか。確かに義務教育についてはいろんな意見もございます。しかしながら、ほんとうにこの生活保護の分野についていえば、みんな一致団結して同じ思いでいるということとをぜひご理解いただきたいと思います。

今回の三位一体の改革が終わったとき、私たちにぜひ総理に対して、小泉内閣に対して、感謝と驚異と驚嘆の声をぜひ上げさせていただきたい。心からお願い申し上げます。

【竹中総務大臣】 兵庫県知事。

【井戸兵庫県知事】 ようやく回ってきましたので、発言させていただきます。まず私からは、地方交付税の安定的確保をぜひお願いしたいと思っております。三位一体改革をきちんと仕上げていくためにも、最後の担保になっております地方交付税をきちっと確保していただくことが絶対条件でございます。そのような意味で、ぜひお願いを申し上げるわけではありますが、既に「骨太の方針」でも、17年度、18年度は、前年度を一般財源として下回らないように措置をするというふうなうたわれておりますように、これはぜひ実現をしていただきたいと存じておりますし、あわせまして、地方交付税がいかにも無駄遣いで使われているというような印象を振りまいている官庁がありますけれども、私は、これは財政構造的な問題でありまして、国が赤字国債を財源として、補助負担金等を活用しながら仕事をしようとする、地方の側でその受け取る財源が地方交付税として措置をされなければ、仕事はできないということになるわけでありまして、その部分は財源不足額として出てきて、その部分を地方交付税の増額等で措置をされて、こういう構造になっているんだということをぜひご理解いただいて、地方交付税がそのような意味での安定確保が図られることによって初めて、国、地方と一体的な仕事が推進されているんだ、この

ことをぜひご理解いただきたいと存じます。

あわせまして、地方の仕事自身が、ハード中心の箱物行政や社会資本整備、まだまだありますけれども、その点だけではなくて、少子高齢化ですとか、福祉ですとか、ソフトの面が非常に重要になってきて、行政経費にウエートが移ってきている。その実態が結果として、地方財政計画等に反映しきれていないのではないかと。したがって、投資的経費、単独事業のほうが、使い残しがあるけれども、行政経費のほうは見きれていない。こういうバランスを欠いている状況が出てきておりますので、その点についても一体的な見直しを行いながら、地方交付税の安定的な確保をぜひお願い申し上げたい。このようにぜひ、三位一体改革の最終的な担保も地方交付税の確保にもあるんだと、この点をご留意賜いましたら幸いです。

【竹中総務大臣】 奈良県知事、どうぞ。

【柿本奈良県知事】 ありがとうございます。私はいろんな改革、個別の論議がありますが、やはり国と地方が一致協力して進められる改革という観点を、ぜひお互いに合意しておく必要があると思います。というのは、財政健全化という大きな問題がありますが、特に総理のおっしゃっているプライマリーバランスの回復、これは今後の国、地方の共通の課題だろうと思います。その際、先ほども出ているんですが、単なる補助率の切り下げのような論議は、私はやっぱり不毛になると思います。また、表面的な数字の比較とか形式だけではなくて、いろいろ出ていますが、その実態を見ていただく論議が必要だと、こういうことで、特に二点だけを具体例で申し上げたいと思います。

一つは、地方の歳出構造の硬直性ということを注目していただきたいと思います。具体的に申し上げます。給与関係経費というのは、地方歳出の3割近くを占めておりますが、このうち、この経費の3分の2は、教育、警察などの国が配置基準を定めている職員でございます。また、同じく地方歳出の3割近くを占める一般行政経費の、この3分の2も介護とか老人医療などの社会保障関係費でございます。これも先ほど出ましたように、少子高齢化対策は地方財政計画の計上額、とても足りませんで、決算額と大きな乖離が出ていますと、これが実態でございます。

要するに、申し上げたいことは、国、地方が一緒になって、抜本的な方針を探さないと、そして充実しないと、根本的な改善は難しい歳出構造だということをやはり認識として持つべきではないかと。

もう一つ、国と地方というとわかりにくいですが、大抵お金を出し合って、仕事をして

いる。持ち合いの状況がすごく多いということでございまして、例えば介護保険、公費で持つ部分の半分は国、そして、残りの半分は県と市で、市町村で分けております。これはそういうことになっております。

小さい例で言いますと、河川や国道の維持管理費、私は地元で時々文句言われるんですが、直轄管理は草刈りしているけど、県管理のところは草刈ってないと言われるんです。そういうことに対して、私はこう答えています。直轄管理の部分も半分は県が持っているんですよ。これは2分の1負担しています。県管理のほうは補助金ありません。もしそういう制度がなくなれば、県管理のほうも我々は手が回りますよという言い方をしておるんですが、ことほどさように、いろんな点で持ち合いがあると、こういうことの実態をよくご理解いただいて、単にどこかで隣の家の芝生は青いように見えるよというような論議があるような感じがするんですが、そんな論議ではなくてですね。

例えばそういうことであると、過去から地方団体は予算規模で、かなりの金額で削ってきています。この実態を見ていただいたら、やはり歳出削減をまずやらなきゃならんというのは、ここにいる地方団体、みんな共通だろうと思います。そういう努力をしてきているという実態も踏まえて、最初申し上げましたように、国、地方が一致協力して、改革を進められるような土俵で論議をしていただきたいと。

それからもう一点だけ、これはもう実は定率減税についてでございしますが、昨年も実はこの席で申し上げたんですが、これはもう導入当初の効果は薄れておりますので、早急に全廃していただくことをまた重ねて意見申し上げておきます。

以上でございします。

【竹中総務大臣】 はい。宮城県知事。

【浅野宮城県知事】 宮城県知事の浅野でございます。我々、地方側から残りの6,000億の補助金、負担金の廃止のリストとして、9,970億円分出させてもらいました。それに対して、各省から10月17日に内閣官房に回答があったわけです。結果的には、これはゼロ回答ですね、見事なもので。ゼロ回答よりも私はちょっと筋が悪いと思っているのは、各省から幾らと金額で出ているんですけども、それはほとんど交付金化ということなんです。この補助金を幾つかまとめて交付金にしたと、これで三位一体改革のこれの答えになると、意識的に誤解しているんですね。意識的な誤解という言葉があるかどうか分かりませんが、それをもって回答ですよ、いけしゃあしゃあと、という感じなんですけれども、言ってくると。これに対しては、今回、官房長官のほうから、それは

だめですよと、交付金カットの回答じゃないですよというふうにおっしゃっていただいて、大変私はきちっとした対応だということで高く評価したいと思います。それに加えて、今日も出ていますけれども、補助率の引き下げとか負担率の引き下げというのも、同じように、我々が何のために三位一体改革というのを進めているかということを意識的に誤解している。そういう、またもう一つの例だと思います。

きょうも随分出ていますけれども、生活保護の問題は、これはもちろん生活保護は、法定受託事務で、国の責任だと。だから、負担率下げられないということがありますがけれども、負担率の引き下げをもって、今回の三位一体改革のラインの中での回答だとすること自体が大間違いということをもう一回確認させてもらいたい。

ちょっと心配なのは、義務教育費国庫負担の問題です。2分の1堅持と言いながら、これをひょっとして、小・中学校あわせて3分の1にして、同じような額を出そうと。これまた罪深さということにおいては同じでございます。罪深さというか、三位一体改革の、我々がやろうとしているような答えには全くなっていないと。そこで、これから総理のご回答があると思いますが、その中で、今の交付金化は今回の答えにならないということは既におっしゃっていただいておりますけれども、それに加えて、単なる補助率、負担率の引き下げというのも、今回の三位一体改革の中では受け入れられませんというのを明確にこの場でおっしゃっていただきたいというふうに思います。

以上です。

【竹中総務大臣】 まだご発言あろうかと思います。まだ、あとでもう一度ご発言の機会ございますので、ここで1度、総理からご発言をお願い申し上げます。

【小泉総理大臣】 14の県から熱心なご意見をいただきました。それぞれ今まで議論し尽くされている問題ばかりだと思います。この都道府県の中でも異論、反論があるのはご承知のとおりでありますし、この中でのかんかんがくがくの議論の末にまとめていただいたということを我々は真剣に受けとめております。三位一体の改革でありますので、今言ったようなお話も含めて、すぐ結論を出さなきゃならない段階でありますので、現在、官房長官のところで、財務大臣も加わって、今言ったご意見の点も含めて調整中であります。今の段階で私がああやる、こうやるということは差し控えたいと思いますが、要するに昨年と言っていることは変わらないです。地方の意見を尊重して、この三位一体改革を進めますから、今の時点でこの発言でいいのではないかと私は思っております。要するに地方にできることは地方にという自由度を、裁量権をどのように拡大していくかというこ

とを我々はよくその重要性を認識して、三位一体の改革を進めていかなきゃならないと思っています。

また、今回の結論においては間に合わないと思いますが、将来の課題として大事な意見も出されたと思います。その1つが、地方議会で税の議論ができないということ、地方議会で税の決定権がないということだと思います。これは将来、道州制とどういうふうに絡むかわかりませんが、地方議会の今や市町村合併等の問題で1万7,000人の議員が減ったということも、これまた目立ちませんが、かなりの改革だと思っています。道州制も、これはすぐできる問題じゃありません。だからこそ私は、北海道に対して現実的な道州制というものはどういうものだというモデルになるような案を示していただく上で、北海道はまず先進的に取り組んだらどうかということを、北海道の知事にも北海道選出の国会議員にもよく言っているんです。これについてなかなか難しい問題もあるようであります。いわば道州制を将来検討するんだったら、どんな道州制になろうと、北海道のところにほかの県をくっつけようとか、北海道の地域を一部削って本州のどこかにくっつけようという議論は出ないはずであります。だからこそ北海道は道州制になっても北海道独自で1つの自治体としてやっていこうという形になるはずでありますから、道州制の議論を進めるんだったら北海道でまず1つの見本みたいなものを進めていくことに対しては、政府としても積極的に支援をしていきたいと思いますので、その点は北海道知事もよく認識して進めていただきたいと思います。あとは、結論は私、今ここで言わなくてももうじき出ますから、それを見ていただきたいと思います。

【竹中総務大臣】 それでは、時間が大変残り限られておりますが、地方分権、三位一体以外のテーマにつきまして、ご発言をいただきたいと思います。先ほどの島根県知事、北海道知事、福島県知事、そして、神奈川県知事、とりあえずそこで。何とぞ手短に、できるだけたくさんの方にご発言をいただきたいので、よろしくお願いします。手短にお願い申し上げます。

【澄田島根県知事】 私からは、これからの日本が目指すべき国家の将来像につきまして、地方の果たすべき意義、役割について私見を述べさせていただき、総理のお考えをお伺いしたいと思います。

今、我が国では本年、上半期に初めて死亡数が出生数を上回るということなど、予想を超えたスピードで人口減が進んでおります。我が国全体が人口減少、少子高齢化社会を迎えるという時代の転換期にある今こそ、新たな国家ビジョンが必要ではないかと思ってお

ります。これからの日本においては、経済効率性のみを重視するのではなくて、環境に優しく、持続可能性のある国土づくり、また、ゆとりのある豊かな地域社会づくりが必要ではないかと思います。そして、そのような国づくりに地方がどのようににかかわり、どのような役割を果たし得るかが重要なポイントではないかと思います。

これまで地方は多くの人材を都市に供給してまいりました。また、水源の涵養とか、国土保全をはじめ、食料やエネルギーの供給基地など、さまざまな公益的な機能を果たしてきたわけであります。さらにこれからは、少子化対策あるいは高齢社会対策、地球温暖化対策、食の安全保障などの課題を解決していくうえで、地方の担うべき役割は一層重要になるのではないかと考えております。

そこで、今後、地方がこれらの重要な役割を果たしていくためにはやはり地方税、地方交付税を中心とする地方の税財政基盤の充実強化が必要不可欠ではないかと思っております。ところで、さきの総選挙におきまして、総理の掲げられました構造改革路線が多くの国民に支持されました。そして、与党の圧勝という結果となったわけでございます。しかしながら、同時に、我々地方にとりましては、この選挙の結果を受けて、都市重視の傾向が強まるのではないかという懸念も正直禁じ得ないところがございます。私は、国と地方、それから、都市と地方がお互いの長所を生かして、機能を分担し、また、いい意味で競い合う連携と共生を柱とした分権社会をつくり上げるということが今後の我が国の生きるべき道ではないかと考えております。

総理も最初のあいさつでそうした点を述べられましたけれども、特にこれからの我が国の発展を支える上で、地方の意義、役割についてどのような考えをお持ちなのか。地方分権時代における、地方税財政のあり方も含めてお聞かせいただければ幸いです。

よろしくお願いいたします。

【竹中総務大臣】 北海道知事。

【高橋北海道知事】 ありがとうございます。先ほど総理からは道州制の推進に向けて、北海道頑張れというお言葉をちょうだいいたしました。頑張っておりますので、よろしくお願いいたします。私からは、北方領土の問題について、総理へ要請をさせていただきたいと思います。この北方領土の海域におきまして、いわゆる漁業の安全操業の協定のもと、操業をやっておりました北海道の漁船がロシア側に、いわゆるだ捕ですね。これは協定違反だと私どもは認識いたしておりますが、そういった状況になって、もう1週間過ぎてしまったと思います。けさ段階、私が札幌を出る段階ではまだ解決をしていないという状況

にあるわけでございます。私どもは、その北方領土地域と境に住んでいる、あるいは私ども自身の認識としては、当然北方領土は私どもの領土だという、日本の領土だという意識で生活しております関係上、とても不安な思いを、特に漁民の方々中心に持っているということをもまずはご理解をいただきたいと思います。

また、この４島に住んでおられた旧島民の方々も、もう数は半分になってしまいました。そして、残る方々の平均年齢ももう７３歳、平均で７３歳でございます。私もことしの５月、旧島民の方々、何人かと一緒に北方領土に行つてまいりました。向こうで北方領土と言って、ロシア語に訳すと、いや、こっちは南方だと向こうの人が言うとか、そういう話はあるんですが、我々にとっては北方領土なんですけれども、ときあたかも２０日に、プーチンロシア大統領がご来日でございます。その際の総理とのトップ首脳会談の中で、何としてもこの北方領土の早期返還に向けての実質的な第一歩が踏み出されるような交渉をぜひやっていただきたいということを私から要請をさせていただきたいと思います。

なお、私ども北海道は、近隣地域ということで、隣のサハリン州あるいは極東の各州との経済的な交流の動きを、活動をしているところでございます。こういった地域でできる地域外交というものは一生懸命やらせていただいております、こういった中で私ども自身としても北方領土の早期返還に向けての環境整備を一生懸命やっているところでございます。この問題はもう発生から６０年という、私が生まれる前からやっているわけでありまして、ぜひここで具体的な第一歩を総理のお力で実現をしていただければと思う次第でございます。

以上です。

【竹中総務大臣】 福島県知事。

【佐藤福島県知事】 総理の発言を聞いて、一安心いたしました。生活保護費関係、よろしくお願いします。また、義務教育については、中学の８、５００億円、決まった時点で、私どもは今年から教育元年ということを出して、独自のそれぞれの市町村で政策を立てて、自分の子供、孫を教育にするようにということで進めておりますが、この金額とかいろいろの問題でなくて、文科省さんの呪縛からいかに、この呪縛を外すかということだと思ひまして、非常に生き生きと皆さん動き出しておるということを報告しておきます。

今日の問題ですが、２年前にも、只見の過疎地の医師不足についてお話をいたしました。福島県立医科大学、私が設置者でございますが、その定員さえ決められない中での医師不

足のことを申し上げましたが、その後、研修医制度というのが始まりまして、2年間または卒業生が医者として出てこないということになりましたので、これは過疎地の問題ばかりでなくて、地方都市あるいは地方全体の医師不足が非常に深刻になっておるということを申し上げると同時に、せめて自分の県立医科大学の定員ぐらい、これは二、三の省が絡むということなんでしょうが、決めさせていただきたい。これこそまさに地方分権の大きなテーマでもあると思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

【竹中総務大臣】 神奈川県知事。

【松沢神奈川県知事】 神奈川県です。全国の米軍基地を抱える自治体でつくる渉外知事会の会長を務めております。昨日、米軍再編の問題も進んでおりますので、渉外知事会の臨時総会を開きまして、渉外知事会すべてのメンバーの共通の要望事項、政府に対する要望事項をまとめましたので、私のほうから代表してまず総理に要望し、見解を伺いたいと思います。

米軍再編の問題が進んでおって、この前、中間報告が出されました。私たちは、日米安保体制の重要性も理解していますし、新しい時代に向けて米軍の再編の必要性も理解しております。しかし、今回の交渉で2つ目的があって、1つは、抑止力の維持、もう1つは地元負担の軽減ということでありました。しかしながら、この地元負担の軽減あるいは地元意向の尊重という部分については、私たちは政府から何の意見聴取も受けませんでしたし、交渉過程、何の情報提供もありませんで、急に中間報告が出てきました。そして、その後、アメリカの政府高官からは、中間報告がすべてだと、これを直す可能性はないというような発言もなされております。これでは何のための地方の負担の軽減なのか、地元意向の尊重なのか全くわからない。

したがって、私たちとしては、まだ中間報告でありますので、最終報告に向けて地元の意見をよく聞いて、そして、その上でアメリカと協議をして、地元の負担ができるだけなくなるように、政府として協議を進めていくと、これを強く要請したいと思いますし、この件に対する総理の見解もいただきたいと思います。

もう一点は、日米地位協定の見直しについてであります。日米地位協定、もう制定以来45年が経過しておりまして、45年前の、それこそ接収してすぐの、米軍基地と日本の関係を提起したものであります。しかし、時代は大きく流れて、その間に日本は大きく変わりました。さまざまな事件、事故も起きました。例えば米軍人、軍属の基地外での犯罪に対する裁判権の問題、あるいは沖縄ではヘリコプターも落ちました。その捜査権限の間

題。あるいは神奈川県でもPCBという環境汚染物資が基地内で発見されて、日本の法令が適用されないためにさまざまなトラブルを生んで、その廃棄物の搬出にも時間がかかりました。

私たちは、日米地位協定、新しい時代に向けて、米軍の基地の認識が変わるわけですから、機能が変わるわけですから、それにあわせて、日米地位協定を変えていくというのは当然の方向だと思います。そして、地元負担の軽減ということを政府が言うのであれば、それは日米地位協定をしっかりと新しい時代に向けて見直す、それこそが地元負担の軽減につながるというふうに思っています。

外務省や防衛庁にもこれからも要望に伺いますけれども、日本国政府の代表として、この米軍再編において、日米地位協定を見直すということを最終報告に入れてほしいというのが私たちの共通の要望でありまして、この点についても総理の見解を伺いたいと思います。

以上です。

【竹中総務大臣】 それでは、大変時間が制約されておりますので、手短にお願いします。沖縄県、山口県、広島県、熊本県、福井県、その順番でお願い申し上げます。大変申しわけありませんが、とりあえず手短に。

【稲嶺沖縄県知事】 ありがとうございます。それでは、沖縄県の考え方を申し述べます。総括については、今、松沢渉外知事会長のほうからお話ございましたが、その前に、沖縄県の立場を明確にしておきますと、沖縄は、安保については大変高く評価して、これが我が国及び近隣諸国の平和に貢献しているということを十分認識しております。しかし、それがゆえに、沖縄の社会的な、政治的な、経済的な安定を図ることが、これは安保体制にとって大変重要であると思っております。

先般、額賀長官が来られまして、ご報告がございましたけれども、その再編協議の中で、普天間飛行場の代替施設については、従来の案を見直すということである以上、私どもは県外移転で協議がなされるものと考えておりまして、今回の合意内容に対しては大変残念であります。新たな合意案については、これまで国、県、名護市あるいは関係団体がすべて検討を重ねたこの経緯というものを踏まえれば、今回の合意案が実行性があると考えられず、飛行場の早期返還にはつながらないと思っております。その意味で県の基本的な考え方としては、相容れないものであるので、沖縄県としては容認できるものではありません。

一方、海兵隊の撤退の問題あるいは嘉手納飛行場の運用改善、あるいは中南部の米軍基地の、これの整理縮小については評価をしたいというふうに思っております。いずれにおきましても、戦後60年、大変大きい、私どもは負担をしております。特に基地の固定化ということに対して、大変県民の心情をご理解願いたいと思っております。県としては、過重な米軍基地負担というものにつきましては、来年の3月の最終報告に向けて、日本全体で考える問題だとする、小泉総理大臣のリーダーシップを心から期待いたしまして、私のお願いにかえます。

【竹中総務大臣】      山口県知事。

【二井山口県知事】      在日米軍の再編の一つの目標として、地元負担の軽減というのが挙がっているわけですがけれども、今回の中間報告を見ますと、具体的な基地のことを申し上げて恐縮ですがけれども、岩国基地については、大幅な負担増になっているというふうにしか理解できないところであります。具体的に申し上げますと、米海軍厚木基地の空母艦載機57機が米軍岩国基地に移駐をすると。そして、NLP、夜間着艦訓練については引き続き硫黄島で実施をするけれども、低騒音機のNLPは岩国基地で実施をする。それに伴う負担増については、自衛隊機17機を厚木基地に移駐する。また、他の飛行場への訓練の分散等の所要の負担軽減措置を講ずるという内容のものでした。

私はこの中間報告を聞きまして、特に空母艦載機の移転につきましては、厚木から岩国への単なる騒音のたらい回しではないかという懸念が一つありました。それから、同時に、NLPについても、なし崩し的に本格実施になってしまうのではないかというおそれを感じております。

山口県は、基地問題につきまして、従来から岩国基地の今以上の機能強化は容認できない。また、NLPの実施は容認できないという基本姿勢の中で、今日までKC-130、空中給油輸送機も受け入れを決めましたし、4年前でしたか、CH-53Dヘリの受け入れも決めたという経緯もあります。そういう基本姿勢の中で、この問題を考えていきたいということで、国のほうにも再三申し上げましたが、地元との協議は全くありませんでしたし、今も、先ほど申し上げましたような懸念材料が多々ある状況では、現時点では到底受け入れられる状況にはないというふうに思っております。このことはこれからも関係の外務省、防衛庁、防衛施設庁に対しましても、強く申し上げていかなければいけないという思いで、昨日もいろんな要請を今申し上げました関係省庁に申し上げてまいりました。

ぜひ総理におかれまして、この最終報告に向けまして、地元の意向を十分踏まえた対応をしていただくように、また、所管省庁に適切な対応をとるようにご指示をぜひいただくようお願い申し上げます。

以上です。

【竹中総務大臣】 広島県知事。

【藤田広島県知事】 ただいまの山口県知事の意見に引き続いてでございますけれども、岩国への空母艦載機の移転による負担増についてでございます。NLPのことばかりが問題になるのでありますけれども、実際にはNLPだけではなくて、昼間も着艦訓練が行われるわけでございます。現在、その詳しい騒音コンターが示されておきませんので、詳しいことはまだわかりませんが、厚木基地の騒音コンターを当てはめた場合に、岩国基地の騒音が広島県の宮島町、世界遺産の厳島神社まで届くということが十分予想されます。厳島神社、1,400年前に創建されまして、800年前に平清盛が寄進をしたわけですが、そのころから独特の雅楽、舞楽等もございます。また、能や狂言あるいは歌舞伎といったものが、朝昼夜、時間帯を問わずさまざまな形で行われております。この中には、明治になったときに、宮内庁がそういった雅楽とか舞楽をある程度統一したんですが、宮島は統一されずに残って、宮島にしか残っていないといったものがございます。そういったものが行われているときに、ジェット機の騒音等いたしますと、そういった歴史や文化といったものの継承すら難しくなるといった問題が一つございます。

もう一点は、本県北部における低空飛行の問題でございます。これは中国山地の岡山、島根、鳥取と県境を接する部分でございます。現在でも低空飛行、大変な問題が発生しておりまして、地元の根強い心配、反対がございます。どれぐらいの騒音かと申し上げますと、屋根に置いた太陽光の温水器、これがジェット機の発する音と振動で壊れてしまう。結果、岩国基地がその損失を補てんしたといった例もございます。こういったことが増えるといったことも大変大きな懸念でございます。より詳細なご説明をいただかないと、広島県としても容認できないということをつけ加えさせていただきます。

【竹中総務大臣】 熊本県知事、どうぞ。

【潮谷熊本県知事】 ご指名ありがとうございます。

1点目は、水俣病の対策についてです。公害の原点と言われます水俣病問題については、来年には公式確認から50年を迎えることになります。そのような中で、昨年、最高裁判決で、被害拡大を防ぐことができなかったということで、国・県両方とも責任が問われて

おります。それから、水俣病認定を求める申請者が、鹿児島、熊本、3,000人を超す急増状態の中にあります。それを判断します審査会が事実上、機能していない状況が続いています。また、非常に高齢者の方が多いという実態がございます。まさに、切羽詰まった状況が水俣病の対策の周辺の中にごございます。これまで環境省とともに、一定の対応を進めているところですが、この問題は決して一地域の問題ということではなくて、環境問題に対する今後の国の取り組みに対する姿勢を示す上で、非常に重要な課題であると考えております。アスベスト問題への対応のように、一刻も早い政府一丸となった対応を心からお願いしたいと思います。

2点目は、市町村合併についてです。市町村合併につきましては、旧合併特例法の改正に基づきまして、平成18年3月までに合併を行う市町村がございます。それまでの合併に対して行われていた、合併に対する支援、この予算措置がなされておられません。国・県一体となって市町村合併を推進してきた信頼関係を損なわないためにも、この点についての適切な対応をお願いしたいと思います。

3点目、昭和20……。

【竹中総務大臣】 すみませんが、手短にお願い申し上げます。

【潮谷熊本県知事】 はい。生活保護法の見直し、これは必要でございしますが、今回の生活保護費負担率引き下げについては、ぜひそういったことにならないよう、総理におかれては、しっかりと対応方お願いをしたいと思います。

以上です。

【竹中総務大臣】 福井県。

【西川福井県知事】 福井県でございしますが、憲法問題について一言申し上げます。

知事会の憲法問題特別委員会の委員長として申し上げます。憲法改正につきましては、自由民主党におかれては、10月28日に新憲法草案を決定し、今月22日に、結党50周年における正式発表と聞いております。知事会におきましても、こうした問題について、地方自治に関する規定をどう議論するかということで、積極的に議論し、昨日、全国知事会において、報告書を中間的に整理をいたしました。

その際、9条の、いわゆる外交防衛問題、それから、人権の問題にもございますが、もう1つの柱として、地方自治、内政の問題が重要であろうと考えているところでございます。ぜひこの地方自治の問題を3本の柱の一つに位置づけるべきではないかと我々は考えております。三位一体の議論もございましたが、やはりその裏づけとしての憲法の論議か

つ三位一体の議論が進まないと、また憲法の議論も進まないであろうと、こんなふう思っておるところでございます。

これから我々も十分議論をしまいたいと思いますが、ぜひ憲法改正の議論におきましては、万機公論といいますか、先般、福井県では、福井の出身の由利公正の草稿を購入しましたが、万機公論、国民議論を大いにいただきまして、地方自治について一つの柱にしていきたい。以上でございます。ありがとうございました。

【竹中総務大臣】 申しわけありません。ほんとうに時間がなくなってしまいました。先ほどからずっとご熱心に手を挙げていただいて大変申しわけないんですが、最後に、茨城県、千葉県、徳島県知事にご発言をいただきまして、あとの議論はぜひ、後の閣僚との議論に残しておいていただきたいと思います。

茨城県知事。

【橋本茨城県知事】 ありがとうございます。私からはアスベスト対策についてお願いをしたいと思います。今、国民は、自分の家が大丈夫なのかとか、子供の通っている学校は大丈夫なのかとかということで大変な不安に怯えておりまして、例えば大阪とか名古屋ですと、もう四、五カ月の間に3,000件ぐらいの相談件数が来ておるところでございます。そして、厚生労働省の調査によりまして、平成7年から16年度までに全国で中皮腫により亡くなられた方々は7,000人を超えているという統計になっておりまして、早稲田大学の村山教授の推計によれば、平成12年から平成51年度までの40年間で、10万人死亡すると。多いときには1年間に四、五千人死亡するということになっております。年によっては1県で100人以上の死者が出てくるわけでございまして、大変な大問題なわけですが、この平成14年のときに質問書が出たのに対する政府側の答弁というのは極めてのんびりした答弁書になっております。

そういった状況の中で、先般、関係閣僚会議ができたわけでありまして、この対応を見ておりまして、例えば省庁によって必ずしも対象が一定していない。例えば国交省ですと、1,000平米未満は対象にして調査をしていないとか、あるいはまた、健康被害の調査をするに当たりまして、厚生労働省と環境省がそれぞれ別の研究会を立ち上げてしまっていて、地方においては実態調査になかなか方針が示されないのに入れなくて。あるいはまた、アスベストの曝露者に対する健康管理方法などについても早く決めてくれるのを待っているという状況でございます。

そしてまた、一方では、アスベストの被害に対して、健康被害に対しての救済措置とし

ていろいろプロジェクトチームで議論されているようでありまして、基金を使われるようでもありますけれども、こういった中で、我々地方自治体にも負担を求めようとしている。しかし、私ども地方自治体としては相談体制の整備とか、あるいはまた、肺がん等の検診、健康調査など、さまざまな経費を使っておりますし、さらに建築物のアスベスト除去対策ということで、本県だけでも、公共施設だけでも既に3億数千万使っております。大変な金額が予想されるということでございまして、公害健康被害の補償に関する法律などは、以前は地方にも負担を求めておりましたが、48年の四日市公害裁判判決を機にしまして、地方の負担を廃止しております。

そういったことについても十分に考慮していただきたいということと、あとは対応が遅過ぎるという面で、できるだけ早く大気汚染防止法などについても、政省令の改正はできるわけありますので、できることは早期にやってもらえないだろうかといったこともございます。さらにまた、教育施設や保健医療施設、社会福祉施設などにつきましては、アスベストの除去費用がかかるというだけではなくて、遮蔽期間中に代替施設の確保が必要になってまいります。この場所をどう探すか、費用をどうするか、大変大きな課題があります。こういったことも含めて積極的に取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

【竹中総務大臣】 千葉県知事。

【堂本千葉県知事】 ありがとうございます。総理にまず男女共同参画の推進を進めるとおっしゃっていただいていることに御礼を申し上げたいと思います。大変大事なことだと思っております。ところが、もう男女共同参画といっただけで、最近では過剰な、性教育ですとか、そういったような曲解をされて、本質的あるいは時代に対応する必要があるような議論がないがしろにされているのではないかという危惧を抱いております。そこできょう2点だけ申し上げたいのですが、1つは、少子高齢化によって日本の労働力が大変不足してくるということは、もう火を見るより明らかで、外国人労働者を受け入れていくのか、それとも、ほんとうに高い教育を受けている女性たち、潜在的な労働力である女性の労働力をこれから活用していくのか、その二者択一のような時代がすぐに、そういう時期が来ているというふうに思っております。そこでぜひとも、やはり女性を生かすこと、女性が働きやすい、そういう環境づくりをしていく必要があると思っております。

2点目は、少子化の問題でございますけれども、女性が働くと子供を生まないというように、比較的、短絡的に思われがちですが、統計によりますと、就業している女性のほう

が、実は専業主婦よりもわずかですけれども、出生率は高くなっております。そこで、一方では、なぜ子供を多く生まないのかという調査によりますと、お金が足りない、経済的な理由だというのが一番多くなっております。このようなことから、やはり夫婦がともに働ける状態になったときには、夫婦が働きながら出生率を上げていくということが期待できると思っておりますので、ぜひとも女性が子供を生み育てながら働けるという、そういった社会構造への転換をぜひともお願いをしたいと思っております。

現在、男女共同参画の計画を政府ではおつくりになっておられますけれども、どうぞ、男女共同参画社会基本法に基づいて、より積極的な各種の政策を盛り込んでいただきたい。総理が男女共同参画推進本部の本部長でいらっしゃいますので、きょうはお願いをぜひしたいと思って、発言させていただきました。ありがとうございました。

【竹中総務大臣】 徳島県知事。

【飯泉徳島県知事】 ありがとうございます。徳島県知事の飯泉でございます。

災害対策、中でも地震対策について1点お願いをいたしたいと思います。去年はまさに台風、地震と、未曾有の災いの年でございました。そこで、去年の新潟県で行いました全国知事会議で、災害復旧ではなく、災害予防という新しい概念、これをぜひとも政府につくっていただきたいと、これを決議したところ、総理におかれましては、17年度の予算ではなく、16年度の補正予算で、災害予防という、これを打ち立てていただきまして、そして、予算を編成していただきました。おかげで、徳島県におきましても、吉野川の内水面、ここで30年来の懸案を解決することができました。まずもって感謝を申し上げたいと思います。

そこで地震でございますが、南海地震、徳島を含め4県がこの対象となっておりますが、向こう30年で40%の確率と言われたのが4年前、そして、たった3年以内でこれが50%にまで発生確率が上がっております。そこで徳島では、16年4月から、耐震診断、そして、耐震補強、さらには最近では耐震診断の詐欺が横行しておりますので、建築士の皆さんと協力いただく耐震診断アドバイザー制度、この3つを、『だんご3兄弟』ではございませんが、耐震化3兄弟ということでスタートをさせておるところでございますが、阪神・淡路でも住宅での倒壊で、全体の8割の皆さんが亡くなっておるという結果が出ております。そこでさらに加えて、耐震化の税制、特に補強に対しての耐震化税制、これを18年度に実現をしていただきたい。17年度の税制改正大綱の中では、検討事項ということになっております。どうか総理のご判断をいただきたいと思います。どうぞよろしくお

願いたします。

以上です。

【竹中総務大臣】 それでは、小泉総理からお願い申し上げます。

【小泉総理大臣】 たくさんご意見いただきまして、また、範囲も幅広くて全部は申し上げられませんが、後ほどまた担当大臣が来られるということでありますので、当面の国政の中で最近よく問題になっている点についてお話ししたいと思います。まず基地の問題ですけれども、これは米軍の再編、そして日本の安全に対する抑止力維持、沖縄はじめ負担の軽減、大変重要な問題でありますし、この問題については、沖縄県のみならず、沖縄県の問題も全国の問題であるという認識で取り組んでおります。これはなぜこの経過を教えてくれなかったのかという松沢知事の話もありますけれども、これも総論賛成・各論反対で、沖縄県の負担を軽減するのはみんな賛成なんです。その部分をどこに持っていかって、全部反対ですよ。賛成するのはだれもいない。しかし、この日本の平和と安全というのは日本一国では確保できない。アメリカと安保条約を提携して、ふだんから侵略されないように、日本は独自の力で日本を守る意思があるんだなということを侵略勢力に対して常に持たせておかないと、日本の安全と独立は確保できないという観点から日米安保条約と、それにつながる米軍の基地も日本各地区で負担をしているわけであります。

この平和と安全の恩恵と、それに見合う負担をどこが負担するかということになりますと、事前にこの基地は負担してくれますかということのできない問題というのも、ご理解いただきたい。現在ある基地、そして、この基地をなくすということに対しては、すべて歓迎です。しかし、そのなくす、負担を軽減する場合にどこに持っていか。だれだって日本以外に持って行ってほしいという気持ちはわかります。自分の県以外に持って行ってくれという、自分の町以外に持って行ってくれという意欲といいますか、希望はわかります。しかし、そういう具体的な問題については、ある程度、日本政府に全体の各都道府県にある基地の問題を眺めながら腹づもりをしてアメリカと当たらない限り、それぞれ地域の意向を聞いてやったら、なかなか結論は出にくい問題であるということもご理解いただきたい。そういう中で、賛成ではないけれども、日本全体の利益を考えるとやむを得ないかなという点まで各地域の、負担していただく地域についてはご理解を得るように、これからも懸命の努力をしていきたいと思っております。

同時に、日本では沖縄が最大の基地負担をされております。これに対しては、やはり沖縄の振興というものも十分に考えていかなきゃならない問題でありますので、その点は事

前に話がなかったからけしからんという気持ちはわかりますけれども、機微にわたる日本全体の問題と地元の問題である、日本の安全に関する問題であるということもご理解をいただきたいと思います。

また、近くロシアのプーチン大統領も日本を訪問されますし、長年にわたるこの北方領土の問題であります。日ロ間の漁業関係の摩擦もありますけれども、日ロ友好を考える中で、信頼関係を醸成する中で、この北方領土の問題を解決して平和条約を締結していこうという基本方針の中で、どういう進展を見せていかなきゃならないかということを十分話し合っていきたいと思います。

あと、憲法問題とかアスベストとか、いろいろ重要な問題ばかりを触れられました。地位協定の問題も重要な問題であります。これはすべて申し上げられませんが、これからの問題、少子化・高齢化の問題、これはどの地域においても少子化の問題が将来の大きな問題であるということは十分認識しておりますし、私どもとしては、今、午後２時から夜１０時が魔の８時間ということがあるそうであります。子供が学校から帰ってくる。その２時から夜１０時まで両親がいない。この時間をどう過ごすのかということで、民間の方が真剣に考えて、これはそういう魔の８時間を、どう子供が健全に遊んだり勉強したりしていけるような環境をつくるのが極めて大事なという話を聞きまして、私もそのとおりだと思っております。じゃ、日本政府として何か財政支援があるのかといたら、その方は財政支援は一銭も要らん、民間でやりたいと、この重要性を認識してもらうために地方と政府が理解を示してくれればいいという極めてユニークな提案をされる方がおりました。幼稚園、保育園、学童保育、大事でありますけれども、魔の８時間という、これはやっぱり地域全体としてどう子供の健全な成長につなげるかという観点を多くの国民の協力を得ながらやっていくのも、少子化・高齢化対策で大変重要なことだと思っております。

いろいろ財政の問題、お金の問題、かかる問題ばかりでありますけれども、この地方の意見を尊重して、できるだけ地方の裁量権を拡大する方向で三位一体の改革も実現していきたいと思いますので、決してこれで終わりじゃございません。今後とも皆様のご協力とご理解をぜひともお願いしたいと思います。

ほんとうにありがとうございました。(拍手)

【竹中総務大臣】 それでは、ここで、１５分程度の休憩を取らせていただきまして、今、ご発言の機会がなかった知事の皆様方、大変申しわけございません。あとで担当大臣が参りますので、しっかりとご議論をいただきたいと思っております。１５分間の休憩を

取らせていただきます。

なお、午後のセッションの冒頭、10分ぐらい私が参加できない可能性がございますので、その場合の進行を山崎副大臣にお願いするということを何とぞお許しいただきたいと思います。ありがとうございます。

(休憩)

【山崎総務副大臣】 それでは、各閣僚と知事との懇談を始めさせていただきます。先ほど竹中総務大臣よりお話ございましたけれども、若干の時間、中座させていただくということで、その間、総務副大臣の山崎と申します。司会進行のほうをやらさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

この会議は、各府・省の大臣が出席しておりますが、各大臣のあいさつは時間の都合もございますので、省略させていただきますので、ご了承をお願いいたします。懇談は原則として、一問一答の方式で行います。ご発言につきましては私のほうから指名させていただきます。先ほど申し上げましたが、できるだけ多くの方にご発言いただけるよう、発言される方は簡潔にまとめて発言いただくよう、お願いいたします。また、答弁側である各大臣にもご協力のほどをよろしくお願いいたします。

そして、まず大くくりのテーマといたしまして、1として「三位一体の改革、地方分権」、2として「道路特定財源、交通」、3番目として「国民保護、防災関係」、4番目として「医師確保、医療問題」、そして、5番目で「まちづくり、地域振興」、6番目として「その他」という6つの項目に分けて進めたいと存じます。

それでは、まず「三位一体改革、地方分権」から始めさせていただきます。ひと通り知事さんからご発言いただいてから、まとめて関係大臣からお答えいただくということで、発言希望のある方は挙手をお願いいたします。

それでは、新潟県知事。

【泉田新潟県知事】 新潟県知事でございます。ご指名大変ありがとうございました。

まずもって、昨年の中越地震に際しまして、政府から、阪神・淡路大震災並みと、特段のご支援を賜りましたことを心より御礼を申し上げます。被災地の現状でございますが、

10万人ほどいた被災者、現在、仮設で1万人弱というところまで減ってきております。2割程度の方が生活再建の目処がまだ立っていないということでございますが、あしたへの希望に向けて、一步一步復興に取り組んでおるところでございます。政府各位の皆様からのご支援、改めて感謝申し上げたいと思います。

そして、三位一体の改革に絡んで、この災害の中で、やはり補助制度というのが相当使にくい部分があったというところがありますので、ちょっとご報告をさせていただきたいと思っております。中越地震関係、3,000億円、予算措置をしていただきました。現場はまだ、特に生業と生活再建ができない方、この方々にどのような手を差し伸べるのかということが最大の課題になっておりますけれども、予算はあるんだけど、返還しなければならない、不用を立てざるを得ないという予算が出てきそうでございます。理由は、補助金がさまざまな条件がついているために、予算総額としてはあるんだけど、使っちゃだめということで、お返しをしなければならないということになりそうでございます。

2つだけ例を挙げたいと思うんですけども、養鯉業、鯉を育てる業種でございますけれども、この越冬施設が壊れてしまいました。復旧のための要件というのが定められておりますので、予算措置をしたもののうち、25%しか国費が使えないと。あとはお返しをせざるを得ないというようなことになるのではないかと思います。

また、生活再建支援法、特に住宅の関係、これは取り壊し解体撤去費ということになりますけれども、県単で100万円の上限、そして、国費では300万円の上限制限ということでございますが、県単の部分が63億円の支出があったのに対して、国費の部分、12億円しか支出ができない。つまり、条件がきつくて、ほとんど出ていかないという状況になってございます。これは中越大震災の後に、スマトラ沖の大津波がございました。このときは政情不安定な政府に対しましても、使い方は現場に任せるからということで、予算措置をされたわけでございますが、地方に来るときはこれに使っていいけど、あれに使ってはだめということで、制約がかかるということでございまして、市町村が査定をしたものというのは県がちゃんとチェックしなさい。県がチェックしたのは信じられないので、それは事業担当官庁がチェックすると。さらにその部分についても財務担当の査定官がチェックをするというようなことになって、結局使えないということでございますので、ぜひせっかく予算措置をしていただいたものを使えるようなご配慮をいただければなというふうに思っております。

これは三位一体の改革との関係で申しますと、今後、憲法改正問題というのが出てくる

と思いますが、憲法92条の中に、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定めるというように規定をされております。地方自治の中身を法律で定めるということは、国と地方が協議をしないで、国が定めることができるということになっておりますので、ぜひ地方が国とお話をできるような場、これを設定いただけますように、この憲法の規定の仕方、法律で定めるのではなくて、協議をして定めるというようなことをやっていただけると、今のような話は消えるのではないかなと期待をしているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【山崎総務副大臣】 そのほかございますでしょうか。

【松沢神奈川県知事】 座長、あるんですが、私、竹中大臣に聞きたいもので、帰ってきてからでもいいですか。

【山崎総務副大臣】 そうですね。承っておく手もあるんですが、それでしたら、あのところで三位一体絡みということでよろしゅうございますでしょうか。

【松沢神奈川県知事】 はい。ありがとうございます。

【山崎総務副大臣】 じゃ、岡山、長崎、大阪の順でお願いいたします。

【石井岡山県知事】 経済財政政策担当ということで、与謝野大臣にお話をお伺いしたいと思います。今、副大臣ご出席でございますので、よろしくお願いいたします。

この問題は、実は、消費税の問題等にも関係いたしますので、もちろん財務大臣、そして、総務大臣にも関係することでございますが、私は歳入歳出一体改革における地方税財源の拡充について、お伺いをしたいと思います。今、経済財政諮問会議における議論が2010年代初頭における、国、地方あわせたプライマリーバランスの黒字化ということを目指して、歳入歳出の一体改革を進めるということで、おおむね、今後1年後をめどに、この経済財政諮問会議における議論等を通じまして、改革の方法、方向性につきましての選択肢、そして、改革工程を明らかにするとされているわけでございますが、国において、議論がスタートしました。その際には、この現下の国の財政事情でございますので、ともすれば、国の財政再建だけの視点に偏った議論がなされがちであると、このことを我々、危惧しているわけであります。

今後は、その負担を地方に転嫁するということなく、国と地方を通じました行政サービス、官と民との役割分担ですね。そして、国と都道府県、市町村、それぞれの行政サービス、その水準がどうあるべきかという全体の視点から、ぜひ議論をしていただきたい。そして、そのために必要な税財源をどのように確保するのかということを議論していただき

たいと思います。そして、その中で、我々地方が果たしている役割が大きいということ、そして、大変厳しい地方財政の状況ということも踏まえられまして、地方が担うべき事務、そして、権限、責任、これに見合った税財源を確保していただきたいと、こういう観点から、地方財政の自立につながるような地方税財源の拡充につきましても、経済財政諮問会議等の場におきまして、十分ご議論をいただきたいというふうをお願いをしたいと思います。

そして、具体的には、今後、消費税の取り扱いというものが重要な議論のポイントの一つになると、このように考えられますけれども、巷間、マスコミ等でその社会保障目的税化等の議論もあると、このように伺っているわけでございますが、今後、歳入面のあり方を検討されるに当たりましては、この地方税財源の拡充につながるような、我々も地方でも子育てとかあるいは福祉とかあるいは教育、こういったようなものに財政需要が非常に高まっておるという状況でございますので、ぜひとも地方消費税の税率の引き上げ等につきましても検討いただきますように、お願いいたします。

以上でございます。

【竹中総務大臣】 長崎県知事、お願い申し上げます。

【田中長崎県副知事】 それでは、長崎県のほうからでございますが、私どものほうからは、合併市町村に対します財政支援措置のための財源の確保と、内容の拡充についてお願いをしたいと思います。今、私どもの県でも、地方分権を確かなものとするための市町村の合併を進めておりまして、現在、79ございます市町村が来年の3月末には13の市と10の町になるという予定でございます。

その合併を進めてまいりました経過の中で、課題も明らかになってきてございますが、特に2つございまして、1つは、合併市町村の財政の脆弱性の問題であります。それから、2つ目は、合併市町村における人的資源が十分でないという状況がございます。こういった中で、県といたしましても、独自の交付金等を設けまして、支援措置を講じてございました。例えば平成17年の予算で言いますと、一般財源で45億円の支援を合併市町村にしております。それから、47名の県の職員を実質的に派遣をするという状況でございます。私どもの県税収入は年間で900億円程度でございますので、相当大的な額をこの合併市町村の支援のために使っているというのが状況でございます。

この財政支援措置につきましては、既に国のほうからも支援措置をいただいております、十分に評価をさせていただいているところでございますが、さらに一層の拡充をお願い

いをしたいということでございます。特に合併しております市町村の住民からいたしますと、合併してよかったという実感がなかなか得られないとか、あるいは庁舎が移転をしまして、まちが寂れていくとか、あるいは道路が未整備なために同一市町内の交流がなかなか十分にいかないというふうな問題がございまして、合併による目に見える効果というものが必要であるというふうに感じているところでございます。

具体的には3点でございしますが、1つは、前半でもお話が出たようでございますが、合併市町村に対する補助金の必要額を確保していただきたい。特に17年4月1日以降、合併しております市・町に対します、いわゆる経過措置団体への交付については必ずお願いをしたいということ。それから、2つ目は少し技術的でございますけれども、合併特例債の基金につきましては、取り崩しを認めていただきたい。それから、地方交付税の拡充など、一般的に財政の支援を拡充していただけると非常にありがたいということでございまして、この合併した市町村がちゃんと巣立っていくためにもぜひ国のほうからの支援措置の拡充をお願いしたいということでございます。

以上でございます。

【竹中総務大臣】 大阪府知事、どうぞ。

【太田大阪府知事】 ありがとうございます。川崎厚生労働大臣がお越しでございますので、期待を込めてお願いを申し上げたいと思います。

私ども大阪府は、生活保護について一番保護世帯が多いという地域でございますけれども、先週出されました厚生労働省の生活保護に関する見直し案に対しましては、正直申し上げます、私ども愕然といたしました。地方にできることは地方にという看板のもとに、今回の提案がなされておりますけれども、その提案の中身は、最初に地方負担の導入ありきというものでありまして、私どもは47名全員、改革の本旨には沿わない内容であるというふうに強く思っております。これまで谷本石川県知事、そして、高知市長さん等々が入りました関係者の協議会で、ようやく国との共通認識が持てた、すなわち保護率の上昇は、経済社会情勢によるものであり、もっと具体的に申し上げます、高齢者のひとり暮らしですとか失業率、離婚率の上昇によるものであるということ。特に大阪のような大都会におきましては、高度成長期に、西日本を中心とした多くの方々が職を求めて大阪においてになりまして、そして、この方々が急速に高齢化をしてきた中でこのような問題が生じていること等について、共通認識が持てたにもかかわらず、その直後にこのような提案がなされたということで、先ほど申し上げましたように、地方全体、愕然としたわけであり

ます。

確かに制度上の問題はございます。戦後長く、この生活保護の制度は堅持をされてきて、例えば年金と生活保護の受給額が逆転をするなど、おかしな面もたくさんあって、国民に理解が得られない面はあるのは事実でありますけれども、しかし、このような生存権にかかわる国民のセーフティネット、これは医療も介護もさまざまな面、全てですけれども、ぜひとも社会保障審議会等の場で抜本的な議論をしていただいて、制度全体、国民に対してビジョンを示す形で、厚生労働省としての政策を全体像として示していただく中で、地方の役割というものについても、私どもが理解できる形でその負担を負わせていただきたいというのがお願いでございます。

これから少子高齢社会が本格化をいたしますと、社会保障制度の改革は国だけが、地方だけがというような、言葉は少しすぎるかもしれませんが、コップの中の財源争いでは対処ができないというふうに考えております。私どもも果たしていくべき責任は果たすつもりです。制度設計の責任は国、そして、地方とお互いの信頼関係の中で、そのあるべき姿に到達するというのが、これからの少子高齢社会の私どもに課せられた責務でもあると思っておりますので、今回のこの提案については、ぜひとも再考をいただきまして、全体として三位一体の改革の本旨が実現できるように、厚生労働大臣におかれまして、ぜひとも地方に対するご理解をお願い申し上げたいと思います。

あわせて、在宅福祉事業費補助金などの福祉施設に関する施設整備補助金など、奨励的補助金が多々厚生労働省にはございます。こういったものに対して、ゼロ回答ではない、よりよい地方の改革に即する提案を全体としてお願いを申し上げまして、少々言葉がすぎる点があったかもしれませんが、私どもの47都道府県の強い思いというものを、大阪が代表して申し上げました。よろしくお願いいたします。

【竹中総務大臣】      それでは、今、4知事の方から、4県からお話ございましたので、まずそれにつきまして、最初に防災担当大臣からお願いをいたします。

【杓掛防災担当大臣】      新潟県の被災状況は非常に甚大なものでございまして、それに伴いますいろいろな経費というのは大変大きなものが必要だというふうに思っております。国といたしましても、昨年、財政的に3,000億円を充当いたしまして、いろいろな整備に当たっているところでもございますし、また、地元におきまして、基金を3,000億円積みまして、そこから出てくる費用でいろいろな対策を打つというような形で進んでいるわけでございます。

今まで私も長年この災害に対して、役人時代もやっておりまして、自民党になりましたが、平成4年から10年まで、災害対策委員長代理という形で、災害があれば、一番先に現地へ飛んで行っているいろいろなやったんですが、そのときに非常に大変問題になったのは、国的な、公共的なものについては、非常によくやっていただけるけれども、個別的なものについてはなかなかやっていただけないという、そういう声が強うございました。そこで私もやむを得ず、いつも市町村にお願いして、いろいろな手を使いながら、また、旧自治省にもお願いして、特別交付税等でやっていただき、個人的には、個人補償的なことができないのが大変残念でございましたが、平成10年に初めて、そうしたことから100万円のお金を出していただけるようになりました。しかし、この金額100万円というのはなかなか、非常にありがたいお金ですけれども、それぞれの方々にとってみれば、まだ足りないということで、昨年の通常国会で、この金額を300万円という形に上げさせていただきました。

このときも財政当局と大変いろいろなやりとりがありまして、当時、私はまだ今の立場でございましたので、国会議員として、これにもいろいろかわりまして、いろいろやらせていただきました。しかし、我が国の長い伝統として、やはりその個人的な財産、そういうものについて、直接国がやるというのではないという、そういう強い観念がございまして、この300万円につきましても、いわゆる壊れた建物の整理をするところまでという形で決めたのがこの300万円でございました。新しい建物を建てていくということまではなかなか踏み込めなかったのが、昨年の決着でございました。

しかし、この300万円そのものについても、先ほどもご説明のありましたように、いろいろな制約がございます。所得が一定以上あると、この対象にならない。あるいは、その手続等についても、大変細かい制約がございましたので、昨年来、これらのいろいろな制約について解消するためのいろいろな施策をやってきております。領収書についても、事細かに取らなくてもある程度のことで対応していけるなどなど、運用面で改善することがこの1年間、私は大変進んだというふうに思っております。

しかし、これからさらにいろいろな地元の実情等を踏まえながら、この対策を、考え方がどこまでこれから進められるかというのは、国民全体の意思にもよるわけですが、今申し上げましたような中で、さらにこれらをどうしていくかについて検討してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

【竹中総務大臣】 それでは、歳出・歳入一体改革の財源拡充について、櫻田副大臣にお願いを申し上げます。

【櫻田金融担当副大臣】 お答え申し上げます。本来なら与謝野大臣がお答えすべきでございますが、所用によりまして、副大臣の櫻田がお答えさせていただきます。

岡山県の石井知事さんからのご質問でございますが、平成17年に6月21日に閣議決定されております。「基本方針2005」、いわゆる2005年におけることでございますが、2010年の初頭においては、国、地方あわせた基礎的財政収支の黒字化を目指して、国と地方が歩調を合わせて歳出・歳入一体改革を進め、基礎的財政収支黒字化に向けた中期的取り組みにつきまして、重点強化期間内、いわゆる平成18年度までにその結論を得るということになっております。

そして、政府としては、政府の支出規模の目安や主な歳出分野についての、国、地方を通じた中期的目標のあり方、さらには歳入面のあり方を一体的に検討し、経済財政諮問会議における議論等を通じて、来年の中ごろを目途に改革の方向についての選択肢及び改革工程をしっかりと示せるように進めていきたいと考えておるところであります。また、そのような、その際、ご指摘のような、国、地方を通じた、行政のあり方などを踏まえまして、検討を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

【竹中総務大臣】 ありがとうございます。この問題、特に財務大臣、よろしゅうございますか。わかりました。それでは、三位一体改革、とりわけ生活保護ということで、川崎厚生労働大臣、お願い申し上げます。

【川崎厚生労働大臣】 大阪府知事さんからいただきました。きょう、朝も福岡県の麻生知事さん、6団体ともお話し合いをさせていただきました。昨日は石川県の谷本知事さん、高知の市長さんともお話をさせていただいて、まず実施主体からして生活保護が増えたわけではないという、この考え方については共有いたしております。しかし、経済、社会の問題であるから、すべて責任は国ですよということになりますと、ちょっと我々の考え方とは違うと。やはり国と地方、力をあわせながらやっていかなきゃならない問題であるというのをまず第1に考えております。

もう1つは、生活保護者の自立というものをどうしていくかということが一番大きな政策であろうと。そうなりますと、やはり就労というものをどう考えるかということになります。したがって、そういった意味では、やはり国、地方お互いに協力し合いながらやる

べきことであろうと思っております。

それから、高齢者の問題が出ました。問題は、やはり生活保護で一番大きなウエートを占めますのは医療でございます。その医療の中の6割、入院でございます。これを75%、国の生活保護費で賄っている。しかし、現実、医療改革全体もこれからご相談をさせていただきますけれども、やはり入院というものをできるだけ少なくしていく。短期間にしていく。そして、施設に入っていただいたり、介護保険、在宅介護なり、また、通院によってとか、いろいろな形をこれから医療改革で進めていかなければならないと、そういった意味では、生活保護の皆さん方も長期入院で固定してしまうという考え方から、やはり少しでも自立の方向へ向いて物事を進めてまいりたい。そういった中でぜひ知事さんをはじめ、地方の皆さん方もご理解を賜りたいと、こう思っております。

いずれにいたしましても、来週もまた石川県知事さんと議論をしながら進めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

【竹中総務大臣】 私の方からは、合併市町村に対する財源措置について、ご質問があったということでございますので、お答えさせていただきますが、これは市町村合併を円滑に推進したい。それはもう我々としても大変引き続き重要な課題だと思っております。三位一体の改革で地方でできることは地方で、そのためにはその地方がそれを受ける自治体が一定の財政的な基盤を持ていただくことが重要でありますので、合併に対する我々の姿勢というのは一貫しているつもりでございます。

既にそうした観点から幾つかの支援策がとられているというのは、皆さんもご承知のとおりでございます。一々申し上げませんけれども、そうした支援策、一方で財政の事情はもちろん厳しいわけでございますけれども、これら市町村合併に関する財政措置については、毎年度の地方財政計画の策定を通じてぜひ必要な地方交付税の総額を確保していくという観点からも努力をしたいというふうに引き続き思っております。これはやはり国と地方の信頼関係をつなぐという意味合いもあろうかと思っておりますので、その点については担当大臣としてもぜひ努力をしたいと思います。

また、合併特例債によって創設した基金の取り崩しにつきましては、一定期間経過後におきましては、弾力的に取り扱えるように配慮していきたいという思いも持っておりますので、引き続きそうした方向での努力をしたいと思っております。

引き続き「三位一体改革、地方分権」についてご意見を賜りたいと思います。先ほど、

神奈川県知事が……。

【松沢神奈川県知事】 まだしてないです。

【竹中総務大臣】 ええ。これからやっていただきたいのが神奈川県知事、それと鳥取県、三重県、北海道知事、順次お願い申し上げます。

【松沢神奈川県知事】 はい。ありがとうございます。竹中総務大臣と谷垣財務大臣に見解をお尋ねしたいのですが、三位一体改革、いよいよ正念場ですから、地方案を最大限尊重して、地方分権改革となるように頑張っていただきたいと思います。私が質問したいのはその後であります。今回、3兆円、4兆円という形で数値目標も決めて、補助金の削減と税源移譲、目的を持ってやられているわけですが、私たち知事会は8兆円の税源移譲、9兆円の補助金削減というプランも持っていて、まだまだ三位一体改革は続けなければいけないという考えでございます。ほんとうの意味での地方分権国家にしていくためには、小さな中央政府、そして、地方が身近で決定権を持つてできるようにする。

両大臣にお伺いしたいのは、まずはこれまで政府のほうでは、三位一体改革、今後も続けていくという正式な見解は出ておりません。先ほど小泉総理が、これは引き続き継続してやるべき改革だということをポロッと言っていました。ぜひとも両大臣に、三位一体改革はまだまだ終わりではない、2期改革に入るべきか、このことについて見解を伺いたいと思います。

そして、2つ目でございますが、2期改革に私たちは入るべきだと思いますが、2期改革をやるには、やはり1期目の改革のうまくいかなかった点をしっかりと反省して、2期改革に入らなければ、また今回のような大混乱になってしまうおそれがあると思います。そこで、三位一体改革推進法というような法律をしっかりとつくって、推進計画をその中でつくっていく。あるいは国と地方の協議の場もありますから、これもしっかり法制化していく。そして、できれば三位一体改革推進委員会のような民間や学識者も入れて、行司役もやっていただけるような推進委員会もつくと。

つまりは、今までは土俵があったんですが、土俵の上では閣僚の皆さんと国会議員の皆さんが相撲をとると。地方は、当事者なんだけれども、外から野次を飛ばすことしかできなかったわけです。それをやはり土俵をしっかりと整備して、計画をつくり、土俵をつくり、そして、行司も置くと、こういうしっかりとした推進法をつくって、三位一体改革を進めなければ、今回のようなかなりの分捕り合戦、強い者が勝つというような混乱になってしまうというふうに思います。ぜひとも計画的な、そして、民主的な改革にしていくた

めにも、推進法をつくるということに対して、両大臣の見解を伺いたいと思います。

こうした形でしっかりと推進する閣僚が、私は地方の大きな支持も得て、次のポスト小泉に最有力になっているのではないかと期待をしておりますので、ぜひとも前向きな答弁をお願いします。

以上です。

【竹中総務大臣】 鳥取県知事、どうぞ。

【片山鳥取県知事】 ありがとうございます。私は竹中大臣にお願いがあるんですが、1つは、国から地方自治体に対する規制緩和であります。ちょっと具体的なお話を申し上げますと、ことし、鳥取県では、OA機器のリース料が大幅に減額になりました。それは規制緩和のおかげであります。どういうことかといいますと、今までコピー機のようなOA機器は、単年度契約しかできなかったんです。単年度で契約する。普通、民間企業は、耐用年数をにらんで5年とかで契約しているわけですけども、単年度予算主義でありますので、自治体は単年度でないと契約できない。そうすると、割高になるわけです。それを規制緩和してもらいまして、複数年で契約できるようになりましたから、やってみましたら、まとめてやったら、8割落ちました。2割になりました。これは多分、過当競争もあったんだと思いますけれども、規制緩和のおかげであります。

これはつまらない規制緩和かもしれませんけれども、実はこれだけの効果を具体的に生むわけです。ただ、これだけのつまらない規制緩和も、すったもんだしてできないとできなかったんです。もっともっと、いっぱい規制があります。それは例えば時代おくれのものとか、自治体を半人前扱いしからないものとか、それから、国のお節介とかいろいろあるんですけれども、そういうものをぜひ点検をして、できるだけ自由度を増して、つまらない規制を外すように、大臣に点検をお願いしたいと、こういうことであります。

それからもう1つは、先ほど合併市町村に対する財政措置をという話がありましたけれども、私は、客観的に見まして、どう見ても合併市町村に対しては、その措置が過剰だと思います。ありとあらゆるあめがついています。過剰なあめです。逆に、何とか自立をして頑張ろうという、そういう立派なところに対しては、非常に冷遇しています。自治体の中で継子扱いです。ですから、これは竹中大臣にぜひ新しい目で見えていただいて、そのバランスをとった市町村に対する財政支援措置というものをつくり上げていただきたい。これはお願いであります。

以上です。

【竹中総務大臣】 はい。三重県知事。

【野呂三重県知事】 私は、改革あるいは地方分権全体について少し申し上げたいと思います。

まず大臣、ご就任なさいましたこと、心からお祝いを申し上げます。

実は、これからの時代の中で、改革ということはもちろん大変大事なことでありますが、先般、財務大臣が新聞のインタビューにお答えをいただいておりますのを拝見いたしました。その中で、今行われている改革は、弱肉強食であるということをおっしゃっておられました。多分それは改革というものが、一方で、今、二極化が大変心配される、あるいは、地方分権が進んでいくということは、地域間競争をより促していくということでもあります、一方では、それは競争にさらされる、事項によっては地域間の格差がついてくると、こういうふうな問題がございます。

しかし、今の時代は改革は避けられません。パイも広がらないこういう社会で、二極化もあるでしょうけれども、一つは、そういう中で、絶対避けなければならないのは、今までは中産階級が非常に膨れ上がって、安定した日本の社会ができてきたわけですが、それが崩れようとしている中で、やはりナショナルミニマムとしての守りだけはしっかりやってもらいたいなと。それから、地方分権でも、何でもかんでも、地方ができるから地方へ持っていったらいいのかというと、そうではなくて、やはり地域間競争にさらされてしまうような課題まで、私は地方へ移譲するというのは、これはどうかなと思います。

そういう意味では、弱者の問題であるとか、あるいは子供の問題、こういったことについては、よほど改革の際に気を使っていたきたい、配慮をお願いさせていただきたいところであります。

特に私はこの知事会の要請とは違いまして、義務教育については、国でしっかりやってくださいと申し上げておりますのは、地域間競争で、地域間格差がついていく中に、ややもすれば教育が入ってしまうという、この危険はどうしても避けていかなければいけない。こう思っているからでございます。そういう意味では、義務教育についてお願いを申し上げておきたいと、こういうふうに思います。

しかし、一方で、今回の三位一体の改革全体を見ても、この義務教育の8,500億円、それから、昨年は、こちらから言ってもいない国保が出てまいりました。これが7,000億円、そして、先般、生活保護の厚生省の案は、9,200億円にも及ぶような、そういうものであります。あわせますと、2兆5,000億円近くになるわけであります。一

体全体、今回の３兆円の、私も言ってきた三位一体というのは何なんだろう、このままいきますと、一体どういうことになるんだろうか。私どもが少なくとも当初からお願いしておったものというのが、その中の２，０００億、３，０００億、入ってくるんだろうか。結果として、そういうふうな状況になりつつある。私は、そういう意味では、今回の三位一体はまさにだましの三位一体改革であり、めくらましの三位一体改革だと、こう思っておるところでございます。

そういう意味では、私は皆さんにぜひ国が、財政が非常に規模が大きいから、これを地方と分担しろとか、そんな財政論ではなくて、まさに国がやるべき基本的な事項、あるいは、ナショナルミニマムを、この点を守るんだよ、あるいは、子供たちのこういう問題はやっぱり国がきちっと保障していくんだ、こういう毅然とした精神のもとでぜひやっていただきたい。このことをお願いを申し上げます。

【竹中総務大臣】 北海道知事。

【高橋北海道知事】 ありがとうございます。皆さん方からも出たことで恐縮でございますが、要望をさせていただきます。

地方交付税総額の確保等についてでございます。三位一体改革なり、その地方分権を円滑に進めるためには、当然その国の関与を外す形での負担金、補助金の改革、それと、その税源移譲が当然でございますが、加えて、やはり交付税でのカバーということが重要になってくるわけであります。特に私ども北海道の場合には、総務大臣ご案内のとおり、地方交付税に多く依存せざるを得ない財政構造になっております。これはもちろん私ども自身も人件費の大幅カットを含め、行財政構造改革を必死にやっておりますが、それでも、何といても、２２県分入っちゃうだけの広さを擁する、この北海道という地域の特性を考えた場合に、どうしても道内で賄い切れない部分が出てまいりまして、地方交付税に多く依存せざるを得ないということをご理解を賜ればと思うわけであります。

そういった中で、この地方交付税の最近の減少、これはもう私ども、財政に直撃をいたしているところでございます。繰り返しになりますが、我々自身も血のにじむような努力はいたしているわけでございますが、何とぞその政府の中でのご議論の中で、総務大臣、議論のイニシアティブをとっていただいて、私ども地方が安心して分権の世の中、医療なり福祉なり、そういった住民生活に密着した行政サービスを維持していくために、地方交付税の総額の確保、そして、地域間の財政力格差が拡大しないような配慮をぜひお願いをいたしたいと思っております。

以上です。

【竹中総務大臣】      ありがとうございます。それでは、順次お答えさせていただきたいと思いますが、その前に、先ほど新潟県知事からご質問のあった、憲法改正関連で答弁漏れがあったようでございますので、山崎副大臣のほうからお願いします。

【山崎総務副大臣】      先ほどご質問あったときに、竹中大臣不在中でございましたので、お聞きした私のほうからお答えさせていただきます。

地方自治を充実させたいということを何とか憲法の中に反映できないかというご趣旨の質問だというふうに受け取らせていただきました。ただ、この問題、今ご承知のとおり、与党の自由民主党からの新憲法草案が出たり、あるいは野党の民主党さんからも憲法提言を出されている。あるいは知事会さんのほうからも、いろいろ中間報告というような形で取りまとめに図られているというふうに聞いております。そういった中で、具体的な形で、少なくとも行政府として、そこのところへ言葉をどうのこうのというのはちょっと遠慮させていただきたいというように、不本意かもしれませんが、そういう形でご了承願いたいということでご勘弁願いたいと思います。

以上でございます。

【竹中総務大臣】      はい。ありがとうございます。それでは、先ほど財務大臣のほうに、2期の三位一体の改革、今後の問題をどう考えるのかというようなことを、神奈川県知事から、さらには三重県知事から、弱者の問題、国の役割をどう考えるのかというようなご質問がありましたので、お願いいたします。

【谷垣財務大臣】      松沢知事さんから2期の改革をどう考えているかと、それについては法律をつくるべきではないかというご趣旨でした。私も19年以降、地方の自立あるいは地方の自己責任を押し進めていくという観点から、問題をさらに進めなきゃいけないと思っているんです。それで、そのやり方に関しては、私は、知事さんがおっしゃったように、法律かどうかというのは、まだ私そこまで頭を整理しておりませんが、今、平成18年、どうつくっていくかという最中でございますけれども、平成18年度までのいろんな問題点を整理して、その評価と反省の上に立って進めるべきだというのは、私もそのように考えているところでございます。

それから、野呂知事さんから、その改革は弱肉強食であるというインタビューがあったというんですが、それはちょっと私の真意ではございませんで、私は、一部に改革は弱肉強食だととらえる向きがあるけれども、それは違うということをあそこで申し上げている

わけでありまして、やはりそのナショナルミニマムとそういうものはやはりきちっとやっていかなきゃいけないし、ということを申し上げたわけであります。

【竹中総務大臣】 後でその議論の続きはぜひやらせていただきますので、野呂知事から、義務教育、国保についても言及がございましたが、小坂大臣から、特に何かございますでしょうか。

【小坂文部科学大臣】 三重県の野呂知事さんからお話があつて、国でしっかりやってくれと、こういう話です。国と地方でしっかりやっていきたい、こう思っておるわけございまして、この問題につきましては、中教審の答申というものが出たばかりでございす。しっかりこれを真摯に受けとめさせていただいて、皆さんの声というのもしっかり勉強させていただいております。そういう中で、国民の関心事でありますから、これはしっかり丁寧に議論を詰めていきたい、こう思っておるところでありました。先ほどのご指摘の部分、国と地方でしっかりやるということをここでは申し上げていきたいと。

【竹中総務大臣】 あと、私のほうに幾つかご質問とご指摘をいただいておりますが、第2期を今後どう考えるかということに関しましては、これはもう総理がかねがね言っておられるように、改革に終わりはないということだと思っております。しかし、それをどのような形でやっていったらよいかということについては、ぜひまたお互いに知恵を出し合いたいと思います。今回そもそもほんとうに三位一体の改革なんかできるのかと、2年半前まではみんな思っていたと思います。それをあえて、補助金の削減額幾ら、そして、税金増額幾らという目標額を決めて知恵を出し合った。これは一つの形であったと思います。そういう形を続けるのがよいのか、もう少し別なアプローチがあるのかも含めまして、ぜひ知恵を出し合いたいと思います。

いずれにしても、今回、地方は土俵の外というふうにおっしゃいましたけれども、私は必ずしもそうではないと思っております。6団体の皆さんとの協議の場というのは、これまで日本の国があんまりとったことのなかった新しい合意形成の仕組みであるというふうに思っておりますので、これをどのように発展させていくかということも含めて、ぜひ前向きな検討をしたいと思っております。

それと、片山知事からご指摘のありました規制緩和ですね。これはどのような形で今後進めていったらよいかということとはぜひ考えさせていただきたいと思います。実は国のほうでは、ご承知のように、いわゆるニューパブリックマネジメントの考え方で、思い切りしっかりと成果目標をつくって、目標をつくった以上は、その執行は規制を緩和して、

例えばですけれども、複数年度でもできるような形にやる。そういうモデル事業を今やっております。その結果、成果も上がりつつあると思っております。しかし、そうである限り評価はきっちりとやると。そういう中で議論をしていくほうがよいのか、もっと別な仕組みがあるのかですね。しかし、ここは、ご指摘は重要だと思いますので、ぜひしっかりと考えたいと思います。

合併に対しての助成は過剰であるというご指摘、一つのご見識であろうと思います。しかし、そうではなくて、もっと必要だという声が一方であるということもよくご存じのとおりでございますので、我々も議論を詰めますが、地方団体の中でもぜひ議論をさらにしていただきたい問題であろうかと思っております。

あと、地方交付税の確保の問題ですが、これは私の前任の麻生大臣が大変ご苦勞をしてくださしまして、17年度、18年度については必要な歳出を確保するという、いわゆるその約束ごとの中で物事が進んでおります。その枠組みをぜひ担当大臣としてはしっかりと守って、今後の予算編成をしていきたいと思っております。

一方で、交付税改革そのものを進めなければいけないというのも、私の重要な任務だと思っております。まさにその交付税改革が伴って、初めて三位一体になるわけでありますので、そこについてもぜひこれは現場の知事の皆様方にも、さらに知恵を出していただきたいと思っているところでございます。

特に補っていただくこと、閣僚の中でございますでしょうか。規制緩和について何かございますでしょうか。

中馬大臣。

【中馬行政改革担当大臣】 この三位一体といいましょうか、地方分権はそれぞれに、今までは国が責任を持った形で地方にいろいろお願いし、指導するという立場でございましたけれども、今度は地方に権限を移し規制を緩和して、お任せするから、そのかわり責任持ってくださいというのが本旨でございます。そういう意味で、私のところでは、規制改革や構造改革特区をどんどんやらせていただいております。今回の年末までに行政改革の重要施策をまとめるという総理指示もございました。その中にも規制改革は入っております。これは少し具体的に、市場化テストというふうに、わかりにくい言葉ですけれども、これはお役所仕事を改革して、民と官で競わせた形で入札をするとか、そういったことにより、かなりの権限や仕事を民に任せていくという形を、これも法案として来国会に出してまいります。そういったことを通じ、どんどんと地方や民間でやっていただける

んじゃないかと私は思っておりますし、その前提で、いろんなことを考える必要があろうかと思います。

ちょっと付言しておきますが、私も地方の皆様方の声を反映させる立場、すなわち党の地方行政調査会長をずっとやってまいりましたが、今度は調整する立場ではございます。以前の分権一括法のと きにかなりの議論をしているんですね。国の仕事なのか、地方の仕事なのかということの中で、一つは生活保護もこれはやはり地方が責任持ったほうがいいんじゃないかということは、あのとき決めたはずなんですね。しかし、厚生省は憲法の保障した最低限のことは、これは厚生省が、国が責任を持つんだということで、生活保護は国のほうの責任になりました。しかし、今は、過大になったら地方にというのは少しおかしいんじゃないかと私も思っております。そこも根本の議論のところにもう一度立ち上がって、どちらが責任持つか、もちろん両方でやるという、両方という意味じゃなくて、主体はどちらなのかということは私はちゃんとした議論をすべきだと思っております。

それと、義務教育の件でございますけれども、これまた一括法ときにも問題になりました。高等教育はもちろん国の責任でございましょうけれども、しかし、基礎教育、読み書きそろばんの段階のことは、これはやはり家庭と地域社会が責任を持つのが本来の姿で、国が大きな力を行 使する例は先進民主主義国ではほとんどありません。皆様方の地域で、教員の任用権までも、それぞれの基礎的な自治体を持つという形になるならば、私はもっと違った形の日本の教育になると思っています。そういうことも一つは議論いただいていいんじゃないかと、このように思っている次第でございます。

【竹中総務大臣】 それでは、引き続きどうぞ。先ほどから手が挙がっておりますのは、兵庫県知事、島根県知事でございます。お二方どうぞ。

【井戸兵庫県知事】 三位一体改革はどういうことかということ、国税から地方税に3兆円移譲して、地方の自主性と自己決定力を増そうと、こういう基本的な方向づけだと思っております。しかし、地方税を生み出すのは地域経済でございます。地域経済が衰えては、税源が幾ら配分されたとしても、税収が増えるわけではありません。そういう観点からいたしましたときに、地域経済対策として今非常に問題が起こっておりますのが、地方の預貸率が激減しているんですね。例えば兵庫県でいいますと、5年前、預貸率80%でありましたのが、もう6割を切っております。これはもう全地方共通の課題になっております。つまり、地域でお金が回っていないわけです。ですから、地域でお金を回すような対応をこれからぜひとっていただきたい。

今まではどうしても大銀行を中心に債務処理していかざるを得なかった。そういうこともありまして、無理からぬ状況があったと思いますが、もう一段落した、その時期が過ぎたんだとしますと、地域経済に目を向けるべきであると。そして、経済の潤滑油である金融対策も地域経済に目を向けた対策として取り組んでいただきたいと、このことをぜひお願い申し上げたいと思います。これは地方税の増強にもつながると、このことを強く申し上げたいと存じます。

【竹中総務大臣】       どうぞ。島根県知事。

【澄田島根県知事】       私は三位一体の改革関係と地方財源の税財源の充実確保と、2点についてお願いしたいと思いますが、まず昨年11月、政府与党の合意で、沖縄等特定地域において講じられている補助制度にかかる特例措置というのがございますが、これについては、その趣旨を踏まえ、必要な措置を講ずると明記されております。これに基づいて、沖縄については、廃止・一般財源化の対象となった補助金のかさ上げ分に見合う、沖縄振興特別交付金というのが創設されたところでございます。

そこで、本県は、原発立地県でございます。原発立地県である本県といたしまして申述べておきたいと思いますが、平成17年度に廃止・一般財源化された補助金の中には、原発特措法による財政上の特別措置の対象であったにもかかわらず、何らの措置も講じられていないという実例が生じております。そもそもこの原発特措法というのは、国策として行われている原子力政策の一翼を担う立地地域の振興を図ろうとするものであるわけがあります。三位一体の改革に伴う財源の変動によって、この立法趣旨が損なわれるようなことがあってはならないと考えております。

私は原発立地地域をはじめ、過疎地域あるいは離島地域など、特定地域振興立法による財政上の特例措置の対象とされている地域については、政府与党合意にある特定地域に当然含まれるものと理解しております。

ことし7月提出をいたしました、この地方六団体の改革案の中には、これらの特別立法によるかさ上げ措置の対象となる施設整備関係の補助金が相当含まれております。これらが廃止・一般財源化された場合に、必要な措置が講じられなければ、この問題は一層拡大するように思います。したがって、国庫補助金の廃止・一般財源化に際しましては、政府与党合意に基づいて、特定地域に講じられております財政上の特例措置につきまして、立法措置を踏まえた代替的な財政措置をぜひ講じていただきたいと思っております。

これが第1点であります。

それから、いま一つ、総務大臣から北海道の知事に対してご回答がございました、交付税の概念、非常に力強いご答弁で喜びましたけれども、ぜひともこの三位一体改革が真の地方分権改革となりますように、離島や中山間地域を多く抱える地方の声に一つ真摯に耳を傾けていただきまして、地方の行財政運営や住民生活への配慮を欠かすことなく進められるよう、強く要望したいと思っております。よろしくお願いします。

【竹中総務大臣】       ありがとうございます。それでは、最初の兵庫県知事のは、預貸率と、あと、金融担当大臣がちょっとおられないんですが、副大臣お願いします。

【櫻田金融担当副大臣】       兵庫県知事のご質問にお答えしますが、ご指摘のとおり、民間金融機関の貸し出し残高につきましては、長期間、継続して減少してきたところでありまして、その背景には、貸し出し先であります企業の資金需要への低迷や構造改革の進展に伴う企業の過剰債務解消の努力とさまざまな要因があると考えているところでございます。

金融庁では、平成15年の3月以来、地域密着型の金融に関する類似のアクションプログラムに基づき、中小企業の再生と地域経済の活性化を図ってきたところであり、同時に不良債権問題の解決を目指してきたところでございます。中小地域金融機関において、このような取り組みが進められた中、近年、民間金融機関の中小企業向けの貸し出し態度の改善が明確化しており、民間金融機関の貸し出し残高も下げどまりの傾向にあるということも事実でございます。

金融庁といたしましては、本来、3月に策定されました新しいアクションプログラムのもとに、中小地域金融機関が、地域密着型金融の一層の推進を図り、地域の中小企業等の金融ニーズに一層適切に対応することを期待するとともに、各金融機関の取り組みを促進してまいりたいと考えておるところでございます。

それと、地方団体にとっての上下水道、交通、病院等の住民に関する、企業に關してのことでございますが、現在、政策金融改革につきましては、経済諮問会議で議論を行っているところでありまして、今月を目途に政策金融のあるべき姿の実現に関する基本方針を取りまとめる予定でございますので、ご承知いただきたいと思います。あくまでも、改革にとっての基本的な考え方は、民間金融では対応できない部分について、政策金融を民業の補完に徹することを基本として、政策金融の手法を用いて行うべきだと思っ、厳選しているところでございます。

以上であります。

【竹中総務大臣】      ありがとうございました。島根県知事からご指摘をいただきました問題、これはもう、要するに、特定の政策的ニーズがあると判断される場合は、やはりこれは当然適切に対応しなければいけないということであろうかと思っております。個別の問題、いろいろあるかと思いますが、そうしたことはよくご相談しながら、我々としても適切にぜひ判断をしてまいります。交付税改革について地方の声を聞けということにつきましても、先ほど申し上げましたように、これは大変難しい改革であると思いますので、皆様方の方でもぜひ引き続き、どのような交付税改革が最も好ましくあり得る改革なのかということについての建設的なご議論をお願いしたいと、私のほうからもぜひ申し上げたいと思っております。

それでは、次のテーマとして、「道路特定財源、交通」の問題について、ご発言のご希望のある方、お願いを申し上げます。

山形県、茨城県、そして、奈良県、和歌山県、鹿児島県、どうぞ。

【齋藤山形県知事】      ありがとうございます。山形の齋藤弘であります。山形県の高速道路の整備率というのは45％であります。全国では6割、お隣、秋田県では、今着手しているのも含めると、8割、残り2割は県境だというふうに伺っています。ここで道路をつくってくれというような要望に終始するつもりはありません。大変大きな背景を持ってこれから申し上げようと思っています。

1つは、やはり人口が減っていると。全国に比して山形県は先行して人口が減っています。高齢化率も全国で第4位であります。したがって、その生産要素の資本と労働というのを考えると、労働が極めて減少しているわけですから、これからの豊かさというのが享受できなくなると、何とか対策しなければいけないということになります。一つは、もしチャンスがあれば後ほど猪口大臣に申し上げたいと思いますが、男女共同参画社会の実現であり、もう一つは、国と国との関係で言われているところの、その貿易論にならって、やはり山形県としても得意な分野に特化して、足りない部分は隣県から補ってもらおうと、まさに広域経済圏の形成ということが、人と物との交流という観点から極めて重要になってくるのではないのか、それが将来的な豊かさにつながるのではないかという、そういう理屈であります。

そこで、道路であります。まさに今、人と物との交流というものをきちんととっていくという観点からすれば、やはりどうしても高速道路、地域高規格道路というのが広域経済圏、広域連携、広域交流という観点からすれば不可欠であります。また、昨年も新潟の地

震での経験などからも、自然災害等からも極めて汎用性の高いという意味で、交流、分断とか地域の孤立化を避けるための緊急輸送道路のネットワーク確保、災害対策という観点からも極めて重要だということを改めて我々も認識したところであります。

したがいまして、こうした機能について、高速道路等がネットワーク化されてからこそ、初めて本来の効果というのが期待できるものと思っています。早期の整備がやはり全国的に喫緊の課題ではないのかと考えております。

山形県を例にとりますと、県内と県境、いわゆる日沿道と称しているようなところが、全く不連続でございまして、ネットワークされていないがために、観光振興とか産業振興等にかかる広域連携というのが極めて図りにくい状況にあります。有効活用のためには早期の整備が不可欠であると思っています。

今後、高規格道路、高規格幹線道路の整備計画区間については、10月に民営化されました株式会社による有料方式と、それから、国が事業主体である新直轄方式と併用で整備が進められるということでございますけれども、有料方式による事業費が削減されているというようなこと、それから、民営化後の整備手法が未確定の部分があるというふうなことなど、今後、整備促進にとって懸念材料が多々あるわけであります。これからの世代のためにも必要な社会資本であります高速道路等のネットワークの整備、それから、アクセス性を高めるために必要な道路整備予算を確保して、確実かつ早期に完成するようにお願いしたいと考えております。

以上でございます。

【竹中総務大臣】 茨城県知事。

【橋本茨城県知事】 はい。ありがとうございます。国直轄事業負担金について申し上げたいと思います。この廃止につきましては、昨年8月、地方六団体が政府に提出しました国庫補助負担金等に関する改革案、あるいはまた、本年7月の同じ案におきましても、三位一体改革の重要な一つとして、提案されているわけでございますけれども、全く反応がない、なしのつぶてという状況になっております。そして、一方で、どういう事態が起きているかというと、逆に公共事業の中で直轄事業の割合がどんどん増えてきているという実情がございます。

そして、一方では、また道路特定財源の一般財源化が議論されているところでございますけれども、例えば首都圏中央連絡自動車道、これは首都圏の規制緩和、混雑緩和あるいは環境対策といった面で、本来国がどうしたってやらなくちゃいけないものでございまし

て、一地方団体が手をかけるようなものではございません。ところが、これについても1都4県で、事業費、約3兆円のうちの3分の1に当たる1兆円という極めて多額の負担を強いられているわけであります。

この辺について、国側の説明というのは、地元の要望に歯どめが効かなくなってしまう、災害がなくなるからということでありますけれども、それであれば、せいぜい1割とか5%とればいいのであって、3分の1というのはいかにも多過ぎる。そしてまた、箇所づけについても、直轄事業については、地方公共団体に判断の余地が確保されていない。あるいはまた、維持管理費にまで直轄事業負担金が強いられている。事務費の節減、合理化が図られていないなどなど、不合理が大変多いものでございます。

一方、地方の道路事業を見ますと、4割は一般財源を充てているところでありまして、道路特定財源、仮に国の道路事業に充ててあふれてしまうのであれば、私は直轄事業負担金にまず充てて、ゼロにすべきである。特に道路の直轄事業負担金は約6,000億円ございます。これを解消してから、あるいはまた、一般財源化するとしても、実質的にあふれているのであれば、直轄事業の負担金というものを、少なくとも道路については廃止すべきであると考えておりますので、よろしくご検討をお願いしたいと思います。

以上です。

【柿本奈良県知事】 私も道路特定財源の話について。だぶっては申し上げませんが、実は本県、道路整備がおくれている関係かもしれませんが、いろんなアンケートをすると、いろんな需要の中で常にトップなんです。県民の要望は道路整備と。これが一つでございます。

それから、もう一つ、現実の道路に要している予算を見ますと、道路の整備維持に要した費用と、過去における地方債の償還金、この公債費が道路に関する経費。この足した経費の、これに対して特定財源がどれだけ当たっているかという、国からいただくものと、県が持っている特定財源、あわせましても、実は27%しかないです。あとはそれ以外の財源でやっているんです。要するに、道路特定財源が少なくとも地方の財源を見た場合、道路特定財源が余剰を生じているという状態ではないということです。したがって、今、茨城県のような提案もございましたし、その他の財源の振り分け方もございますので、余っているという感覚から、道路特定財源の問題を論議されてしまうと、ちょっと違うのではないかと、こういうことがございますので、ぜひこのことも参考にして、ご検討をいただきたい、こういうことを申し上げておきたい。

【竹中総務大臣】 はい。和歌山県知事。

【木村和歌山県知事】 道路特定財源なんですけど、これは全体の話と、それから、余剰が出ているという話とあると思うんですけども、できたら、今、奈良の知事もおっしゃったように、例えば和歌山県でも、1.5車線道路というような、地方の規格の道路だったらもっとつくってほしいという話はものすごく多いわけです。ただ、お金は足りないというふうなことがあるので、地方道路譲与税というのがありますが、これはちょっと交付税と相殺されてしまうので、具合が悪いんですけども、何とかそういう形でない地方の道路特定財源というのが増えるような形で、いきなり国庫のほうへ没収というような形じゃないような形にさせていただいたら、これは地方の住民は大いに喜ぶので、これは何も守旧派的な立場で言っているのではありませんので、ぜひ前向きに検討していただきたいと、このように思います。

【竹中総務大臣】 鹿児島県知事、どうぞ。

【伊藤鹿児島県知事】 若干重複いたしますが、道路特定財源についてお願いをいたしますと思います。国、地方、大変厳しい財政状況であることは十分に認識いたしておりますけれども、鹿児島の立場から考えますと、ここ10年ぐらいは現行制度を前提に道路整備の財源を確保していただきたいという願いであります。若干計数を申し上げますと、17年度の地方の道路整備、約4兆9,000億、このうち道路特定財源の部分が2兆2,000億円ですから、あと2兆7,000億円は地方がなけなしの一般財源を使っております。

それから、国費のほうは、一見、この財源が余剰であるような認識がなされておりますけれども、これはシーリングの結果であります。実際のところは、先ほどからお話ありますような高規格幹線道路でありますとか、地域高規格道路はなかなか進んでおりません。福岡から大分、宮崎、鹿児島への東九州自動車道、それから、熊本から鹿児島への南九州西回り自動車道は、大体、今の整備財源でいきますと、あと20年以上かかります。分権の時代でありますから、私どもは地域間競争というのを覚悟するのでありますが、やはり競争条件を同じくしていただかないと、なかなか競争の同じ場面に立てないということではないかと思えます。

したがって、ここ10年ぐらいで、今申し上げましたような高規格幹線道路等は整備する、そういう大きな方針のもとに、これからの道路予算等を考えていただければ大変ありがたいと思います。

以上です。

【竹中総務大臣】      ありがとうございます。今の5人の知事のご質問に対しては、これは国交省と財務省からお答えいただくのかなと思いますが、これは副大臣ですか。北側大臣にお願いしてよろしいですか。

【北側国土交通大臣】      はい。じゃ、私のほうから最初に話します。

先般、小泉総理のほうから、この道路特定財源について次のようなご指示がございました。財務大臣とよく協力をして、一つは一般財源化、もう一つは今の税率水準を引き下げない、これを前提として、年内に道路特定財源の見直しについての基本方針を取りまとめてもらいたい。これが1点です。もう一点は、あくまで今年は年内に基本方針なんです、平成19年度が問題でございまして、この来年の夏以降の抜本的な税制改革とあわせて、具体的な取りまとめをしてもらいたいと、これは来年の話です。このご指示がございました。

先ほどから道路財源に余剰があるというお言葉が出ていますが、決して余剰ではございません。先ほど鹿児島県知事からご指摘ございましたとおりでございまして、全国各地域の道路に対するニーズというのは極めて高いということを痛感しております。ただ、公共事業予算のシーリングがある中で、それ以上使えないと。支出の分、歳出としては使えないということがあって、一方、道路特定財源があるということでございまして、何か道路をつくるのが必要ないんだということでは決してなくて、ニーズはいっぱいあるということでございます。そういう中で、総理から先般そのような指示がございました。

山形県知事からも、経済圏、各地域の公共経済圏の連携というお話もございましたし、また、緊急輸送道路の問題につきましても、昨年から今年にかけての例を申すまでもなく、いざそういうときにはこの緊急輸送道路というのは極めて重要性がございまして、そこはもう経済性ではかれないと私も思っているところでございまして、また道路の場合は、現実にネットワーク化されていかないと、本来の機能というのは十分発揮できません。そういう面で早く道路整備というのはしていく必要があるというふうにも思っているところでございまして、限られた予算を優先順位をつけながら、また、コスト縮減をしっかりとしながら、道路整備は進めさせていただきたい。

また、言いかえますと、今回の道路特定財源問題がどうあれ、どういうふうに進もうとも、この道路整備の必要性ということは変わらないと、私は考えておりまして、限られた予算の中でしっかりとそれは一般財源であろうが、道路特定財源であろうが、しっかりと進めていく必要があるというふうに考えているところでございます。これからこの基本方針

につきましては、財務大臣、それから、総務大臣ともよく協議しながら、年内進めていきたいというふうに思っております。

【竹中総務大臣】 谷垣財務大臣、お願いします。

【谷垣財務大臣】 橋本知事から、国直轄事業の負担金についてお話がございまして、今までも何度か議論があったところだと思っておりますが、私どもは、国の直轄事業を実施することによる便益といいますか、これが地元の公共団体に及んでいくということから、受益者たる公共団体に建設管理費の一部を負担していただくということは、合理性があるのではないかと考えているわけでございます。

それから、道路特定財源の見直しについては、国土交通大臣からお話がありましたように、私のところにも総理からご指示がございまして、基本方針を年内に検討するようというご指示のもとに、今、財政審議会で議論を行っていただいております、本格的な検討を進めているところでございますが、具体的には、国土交通大臣からもお話がありましたように、今後の道路整備のあり方をどう見ていくかというのがやっぱりなきゃいけないと思いますし、それから、暫定税率というもとで、納税者も、考え方といいますか、理解をどう得るかという問題もあると思います。

それから、この国の厳しい財政事情のもとで、プライマリーバランスを回復していくという観点から、財政資金をどう使うかということもあろうかと思いますが、こういった点、財政審でよくご議論をいただいて検討を進めていきたいと思っております。

【竹中総務大臣】 ありがとうございます。またあとでいろいろご議論賜れればと思いますが、時間の関係もありますので、次に、「国民保護、防災関係」につきまして議論をしたいと思います。どうぞご発言のある方は挙手をお願いをいたします。

福井県知事、京都府知事、香川県知事、宮崎県知事、お願いします。

【西川福井県知事】 福井県でございます。国民保護政策または原子力施設などに関連いたしまして申し上げます。

国民保護に関しましては、福井県はこの7月に最初に県レベルの国民保護計画の閣議決定を受け、全国で最も早く策定をいたしましたところであります。今月27日でありますが、国と共同で最初の原子力発電所がテロの攻撃を受けたという想定で、国と共同での実動訓練を行うことといたしておまして、各県の参考にさせていただきたいと思っております。国民保護、有事の問題については、他の自然災害のように、実際に戦後起こっているわけではないわけでありまして、起こってもいけないわけでございますが、こうしてこれから各都道

府県も具体的に計画をお作りになることになりましたが、こうしたノウハウ、あるいは訓練の状況を共有をして、あとにフォローしていくことがこの問題について大事だと思いますので、総務大臣にはよろしくご指導願いたいと同時に、我々がこういうものを先駆けて行っておりますのは、本県に15基の原子力発電所があり、あらゆるタイプのプラントがあるということが一つの理由であります。

きょうは杓掛大臣、そして、小坂大臣がお見えでございますが、我々は今、これまではこういう原子力発電施設と、この地域振興というのはかなり個別的な議論で論じておりましたが、やはりこれからは研究、人材育成、アジアとの関係など、大きな問題としてとらえる必要があるというふうに思っております。どうか両大臣におかれましては、また、関係大臣におかれましては、そういう新しい形での原子力と地域との共生といいますか、こういう問題についてご指導いただきますように、これはご要望でございますが、お願いを申し上げたいと思います。

以上です。

【竹中総務大臣】 京都府知事、お願いいたします。

【麻生京都府副知事】 代理出席しております副知事の麻生でございます。私からは、関西による首都機能のバックアップ体制の実現と関連をいたしまして、文化庁の関西拠点の設置について発言をさせていただきたいと存じます。

首都圏が想定を超える大規模災害等を受けると、こういうことも想定されるわけでございますけれども、この中で、その代替機能を持っていると、バックアップをしていくということが非常に大切だろうと思います。そのときに、私どもはやはり関西こそそのバックアップをする、万が一のときのバックアップ、その機能として、やはり関西が最もふさわしいエリアだろうと、このように考えてございます。

理由といたしましては、一つは、官公庁の中央機関をはじめ、官の機能というのがこの関西にはそろっておりますし、また、都市機能、交通インフラ、情報インフラ、完備しております。また、日本経済の中核的な役割を担っております企業もほとんど本社があり、あるいは中心的な支社というのが必ず関西にございます。最近私どもも経験しておりますけれども、関東にある工場がバックアップとして私ども京都を含めた関西に工場をつくると、こういうこともございます。このようにやはり既存のインフラとか施設機能を活用しながら、最小のコストで最大の効果を上げられるバックアップ機能がこの関西で実現できるのではないかと、このように考えておりますので、ぜひ法律、国土計画等での位置づけ

等も含めまして、必要な措置をお願いをしたいと存じます。

それと関連をいたしましては、関西に文化庁の拠点を設置いただきたいというふうに考えております。冒頭、小泉総理のほうから、文化は非常に大切だというお話がございましたし、また、先ほどお配りいただきましたこの文化庁の、総理からご指示がありましたこの100のルートづくり、これも見させていただきましたが、関西はこの100のうちの28のルートが入っております。また、国宝、重要文化財でも日本の2分の1、国宝といたしますと7割が関西にございます。こういった中で、さらに伝統芸能でございすとか、いろいろな無形の文化財もたくさんあるわけでございまして、ぜひやはりこの日本の文化戦略の中で、関西が是非役割を果たすべきだろうと、また、そのようなことができるだろうと考えておりますので、文化庁の関西における拠点を是非設置をいただきたい、このように思います。

例えば文化財の保存、修復、あるいは防災対策、こういった問題がこれから大きな課題となると思いますし、また、文化をここから発信していくという課題もございます。河合長官からも、「関西元気文化圏」の提唱をしていただいておりますが、その非常に大きな一つの拠点になるだろうと考えておりますし、また、私ども自治体も含めて、民間も含めて取り組んでおりますし、いろんな文化の取り組みとの相乗効果というのも大いに発揮できると思いますので、ぜひよろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上でございます。

【竹中総務大臣】      ありがとうございます。それでは、どうぞ。香川県知事さん。

【真鍋香川県知事】      香川県知事でございます。私のほうから、防災関係のことで1点お願いをしたいと思います。香川県は非常にこの災害の少ないところでしたが、去年は、思わぬ災害に見舞われまして、大きな被害を受けました。政府からいろいろ援助をいただいて、災害復旧は大変順調に進んでおりまして、まずもって御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

実は思わぬ災害は高潮でございまして、かなり高い。従来の予想をしておった海岸線では防ぎ切れない、やはり地球の温暖化とかいろんなことが関係しているのかもわかりませんが、高潮は大変高い潮が参りまして、大きな被害を受けたわけでございます。実は香川県、全国で一番面積の小さい県でございますけれども、島がたくさんございまして、島を入れますと、海岸線は随分長いという状況でございます。これから堤防等を、あるいは河川等を高くしていかなければならないということで、大変なお金がかかる状況でござ

います。国土交通大臣におかれましては、ぜひともこの高潮対策について、特別な配慮をよろしくお願いをいたしたいと思います。

それから、南海地震、先ほど徳島県知事からお話ございましたけれども、南海地震につきましても備えなければならないという状況でございます。これにつきましても、公共施設の耐震化もよろしくお願いしたいと思いますが、先ほど徳島県知事からございましたが、18年度の税制改正におきまして、住宅の耐震改修促進税制の創設をぜひともお願いしたいと私からも重ねてお願いをさせていただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

【竹中総務大臣】 それでは、どうぞ。宮崎県知事。

【坂宮崎県副知事】 宮崎県の副知事で坂でございます。本日は知事にかわりまして出席させていただいております。私からは、台風災害についての発言をさせていただきます。

宮崎県は、9月初めの台風第14号によりまして、甚大な被害を受けました。13名もの尊い人命が失われたのをはじめ、9,000戸を上回る住宅被害となったほか、道路等の公共土木施設や農作物等の経済被害額は1,300円を超えるなど、過去最悪の自然災害となりました。そのような中、全国の皆様から心温まる応援や励ましの言葉をいただきまして、大変感謝いたしております。この場をかりまして厚く御礼を申し上げます。

また、国におかれましては、発生直後から災害箇所の視察に来ていただいたり、先月28日には激甚災害に指定していただくなど、早目の対応、大変ありがたく思っております。今回の激甚災害指定を受けまして、災害復旧に一層の弾みをつけてまいりたいと考えております。

さて、被災者生活再建支援制度についてでございますが、全県的に適用させていただきますとともに、被害認定につきましてもご理解を賜り、重ねて御礼を申し上げます。ただ、現行の制度では住宅本体の建築費、補修費が支給対象となっていないこと、同じ災害を受けても所得要件や年齢要件などによって、支給を受けられない世帯があることなど、生活の根幹であるところの住宅に対する支援が不十分であるように思われます。そこで、被害の実態や地域の実情に応じた十分な対応が可能となるよう、適用要件の緩和等につきまして、ぜひご検討いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

【竹中総務大臣】 ありがとうございます。いろんな問題が出ておりますけれども、まずまとめて、杓掛防災担当大臣をお願いを申し上げます。

【杵掛防災担当大臣】 国民保護法のお話がありましたので、最初にこれを説明させていただきたいと思います。我が国で、武力攻撃事態対処法を策定いたしました。我が国が武力攻撃された場合に、いろいろな対処を行うわけですが、それに伴っていろいろ起こる国民の保護問題を取り扱うのが国民保護法でございまして、このためには、法律は一応整備されましたので、これから重要なことは、訓練をしていく。トレーニングして、それになじんでいく、そういうことが非常に大切でございまして、国と地方公共団体が共同訓練することをいろいろ予定いたしております。その際の負担は、国が行うこととしております。先ほど、今、福井県知事さんからお話がございましたが、11月27日、美浜の原子力発電所がテロで襲撃されたことを想定いたしまして、地方と国が一体となって訓練を行うことになっております。私もこれに参加させていただくことになっております。そういう点で、共同してやっていく、そういう際における負担は国がするというのを考えてやっております。

そしてまた、国としては、さらにNBC、いわゆる核とか生物化学兵器などの災害に対処するために、いろいろ地方において特別に必要となるような資機材や薬品等についても、またこれは国が整備していく、負担をしてやっていくという、そういう形で、この保護法のトレーニングを国、地方一体となって積極的にやっていくということで、これに対応しようとするという考え方でございます。

地方にもいろいろお世話になりますが、ひとつ全国の問題でもございますので、ぜひよろしく願い申し上げます。

それから、今の被災者生活再建支援制度についてのお話がありました。これについては、先ほどちょっと申し上げましたけれども、災害が起きますと、公共的ないろいろな財の復旧等については、手厚いというわけではありませんが、いろいろ制度が充実いたしております、これに対応できるんですけれども、なかなか個人支援というのが大変おくれたわけでございます。この個人支援について、平成10年でしたか、この生活再建支援法ができたわけございまして、しかし、最初のときは、その総額は1世帯当たり100万円というものでございました。

そこで昨年、これは300万円という額にさせていただいたわけでございますけれども、なかなかこのどういう形の考え方で個人支援をするかということについてでございますけれども、なかなか昔から伝統的に、いわゆる個人財産、特にその最たる住宅、そういうものについては、やはりその個人個人がすべてについて責任を持ってやるというのが我が国

の長い伝統でございまして、初めてここでそれにかかわる、直接本体には関係しませんが、個人支援をするということでもございましたので、この中には運用上、相当の制約がついていたことは事実でございます。所得の制限もございまして、その運用についてのいろいろな手続面でもかなり複雑で、改善を必要といたしておりました。しかし、そういう形ではなかなか、いざ災害のときは非常に実現しにくいものですから、昨年来、この運用についても懸命に財政当局等の理解も得ながら、改善をいたしてきております。

大きいものとしては、水害による住宅の被害認定に関する弾力的な運用であるとか、支援金の手続において、領収書の提出をやめるとか、あるいは政令改正等による運用改善などなど、いろいろな面で今、運用の面での改善を一生懸命やっているところでございますので、また実際、災害を受けられたところの皆様方から、こういう点で問題があるなどなどについて、ご指導、教えていただければ、また懸命になって、その改善に努めてまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

【竹中総務大臣】      ありがとうございます。関西文化庁等々の話もございましたので、小坂大臣、お願いします。

【小坂文部科学大臣】      先ほど麻生副知事さんのほうから、「関西元気文化圏」の話がございましたけれども、文化で日本を元気にしようということで、文化庁では、こういう行政改革の折ではございますから、文化庁の関西の施設をつくるというのはなかなかできない。しかしながら、そういった文化庁の行事を関西のほうへ持っていくというようなことで、既に国際文化フォーラムだとか、あるいは文化庁芸術祭、こういったものを開催し、関西でやらせていただいたわけでございます。

今後ともそういう意味では関西の、今回の総理がご提唱されました旅行の、「私の旅」という、おそらく総理からお話あったと思いますし、また、お時間があれば、後ほどご説明をしようかと思っておりましたが、この応募の第1位は京都でございまして、また、京都、奈良という地域が、この多くの文化遺産を持っていることも事実でございますし、先ほど柿本知事さんからは、特にご指摘はありませんでしたけれども、私どもの保存のほうですね。予算のほうも、高松塚の古墳やキトラ、こういったものもありますので、予算の充実も図っていくということをやっております。

そういったものを踏まえまして、今後とも「関西元気文化圏」の取り組みを一層推進していきたいと、このように考えております。

【竹中総務大臣】 それでは、関西副都市等々の問題につきまして、国土交通大臣、お願いします。

【北側国土交通大臣】 首都機能のバックアップ機能、バックアップ体制を国土計画の中できちんと位置づけるべきだというご提案だと思います。極めて重要なご指摘であるというふうに思っておりまして、ちょうど今、国土形成計画について策定をしていこうという中でございますので、しっかりきょうのご意見を踏まえまして、検討していきたいというふうに思っております。

一方で、国会のほうでは首都機能の移転の話がずっと長年の歴史の中で議論されておりました、今、両院協議会で議論されております。その中では、バックアップ機能の優先移転というようなことで、議論がされているところでございまして、その議論もよく見ながら、一方では関西のほうのご提案についてもよく勉強させていただきたいというふうに思っているところでございます。

それから、ついでもございますので、香川県の知事のほうから、高潮対策についてお話がございました。今、高潮対策について、この日本でもゼロメートル地帯がたくさんございます。先般のアメリカのカトリーナでは、ニューオリンズが高潮で大変な被害に遭ったわけでございますが、日本でもあつたことが起こらないという保証は全くないわけでございます、今、専門家の先生方に入っていて、これまでの高潮対策について検証しつつ、今後どうすべきか、今、議論をしている最中でございます。しっかり取り組みをさせていただきたいと思ひますし、また、耐震改修税制についてお言葉をいただきました。ありがとうございます。今、財務省、総務省と折衝中でございまして、応援のお言葉をいただひて大変感激をしております。ありがとうございます。

【竹中総務大臣】 私のほうにも、国民保護法政策につきまして、福井県知事からご要望がございました。国がそうした訓練等の負担をしているということは、もう既に杳掛大臣からお話があつたとおりでございますので、我々としては、これをしっかりとやつてまいります。

また、いわゆる各都道府県等々が持っている情報を共有する、いわゆるベストプラクティスをしっかりと知らしめていくと。それについてやはり我々は努力をしなければいけないと思ひておりますので、ぜひご協力をその意味ではお願いを申し上げたいと思ひます。

それと1点、地方公共団体が所有します防災拠点施設の耐震化の問題につきましても、これは重要な問題であるということを、これは中越地震の教訓等々も踏まえて、我々重く

認識をしております。消防庁では、この起債と地方交付税による財政支援を行っておりますので、しっかりとやっていく。そして、中央防災会議におきまして、建物の耐震化緊急対策方針を決定しているところでございますので、これはむしろ皆様方にいろいろご協力をお願いしたいというふうに思っております。

この防災等々の問題に関して、特に緊急のご発言はございませんでしょうか。よろしくをお願いします。

【福田栃木県知事】 ただいまの国会移転に関する問題ですけれども、栃木県は、福島県とともに、3候補地の一つに、答申の中で盛り込まれております。福島県と連携しながら、毎年、誘致活動もしている、啓蒙啓発活動もしているわけですけれども、今、お話が大臣からありましたように、バックアップの中核の優先移転の調査検討ということで、平成2年の国会移転に関する決議あるいは国会移転等に関する法律からはずれてきているというふうに思っております。そこで、国会における議論が法律の目的に沿った有意義となるよう期待はいたしますが、本来の議論に戻すべきではないかというふうに思いますが、新たな視点で取り組むということであれば、政府としても積極的な対応をすべきだというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

【竹中総務大臣】 それはしっかりと賜るということで進めさせていただきます。

それでは、次の大きな問題としまして、「医師確保、医療」という、地域にとっての医療問題があるかと思しますので、ご発言をお願い申し上げます。

青森県、岩手県、それと、愛媛県、佐賀県、栃木県、以上の順番でお願いします。

【三村青森県知事】 青森の三村です。医師確保につきまして。現在、国において医療制度改革に焦点が当てられまして、さまざまな議論がなされておるわけですが、忘れてほしくないことがあるわけです。それは一つには医師確保が極めて困難を来していることによって、医療そのものの提供が危うくなりつつある地方が、私どものことですが、あるということです。大都市圏にいらっしゃる限りでは決して感じることはないであろう、医師がいない、いなくなるかもしれないという不安に包まれた住民を私どもは抱えております。その原因は地方の側にあるだけではなく、これまでの大学の医学部教育あるいは診療報酬制度などを含めた、国の施策に相当責任があるということを認識して、医師不足地方の声に耳を傾けてほしいわけでございます。私どもはそういうわけで、特区制度等、さまざまに提案をしています。

もう一つは、医師不足とは、実は勤務医の不足でございまして、中でも産婦人科や小児

科、麻酔科は特に危機的状況にあるということでございます。これらの診療科を専門にしようという医師そのものが大幅に減少しているわけでございますから、いずれ開業医も減少は避けられないわけでございますし、間違いなく全国的に大きな問題に発展することは、時間の問題であると思われま。

今般の医療制度改革は、これまでにない大規模なものになるでしょうが、医療費抑制という視点のみならず、医師不足を解消しようとしても、地方ではいかんともしようがないと。国の制度そのものにも目を向けながら、こういった問題を進めるようにお願いしたいと思います。

それともう一点、生活保護費の負担転嫁は認めがたいものであると一言申し述べておきます。

以上です。

【竹中総務大臣】       どうぞ、岩手県知事。

【増田岩手県知事】     ありがとうございます。私も同じく医師不足の点で申し上げます。岩手県知事として、それから、全国自治体病院開設者協議会の会長をいたしておりますので、その立場からも申し上げたいと思います。北海道、東北、この地域は医者不足に本当に、悩まされております。地域的な偏在に加えて、今、青森の三村知事からもありましたとおり、診療科ごとで見ますと、小児科医、産婦人科、麻酔科も極端に不足しています。これはもう全国的にそうなんです。地域的という以前に、全国どこでも今、この診療科目が大変少ないというわけでございます。

そこで、是非こうしたお医者さんの将来推計、医師需給見通しを作る際には、今、全国総量として作られているわけでございますが、ぜひ地域や診療科による偏在、それから、最近、女性医師の皆さん方が大変増えてまいりまして、このこと自体は大変すばらしいことだと思いますし、国家試験の合格率も3割以上になってきているわけですが、逆にそうした女性のお医者さんは当然のことながら、産休というようなことで、途中少し抜ける時期があるわけでございますので、そうした女性医師の増加を見込んだ、的確な、実態を反映した医師需給見通しをぜひ作っていただいて、その上で、例えば大学の医学部入学定員につきましては、閣議決定で、10%削減という中で、ずっと年々減ってきているわけでございますけれども、端的に言うと、特に医師不足が目立つ地域の大学の医学部の入学定員については、拡大するとか、あるいは地域枠を認めていただくといったことをぜひお考えをいただいて、実際、少しずつ地域枠についても認めていただいているわけございま

すが、ぜひこうしたことについてお考えいただきたいと思います。

なお、自治医科大学が僻地医療の中心になっておりますが、特に自治医科大学についても入学定員の弾力的な運用などについて、お考えいただければと思います。これは知事会の中でも議論を始めているところでございます。そうしたことをお願い申し上げたいと思います。

それからもう一つは、全国自治体病院開設者協議会で11月17日、来週でございますが、関係の3省庁の皆様方に集まっていただいて、いろいろ議論します。こちらでも提案をすることにしておりますけれども、その中で、例えば医師不足が目立つ都道府県では、個別の病院ごとの対応も難しいので、都道府県ごとに一本で医師を一括採用して、その中で県内に配置を行ったり、それから、一定期間、地域での勤務を義務付けるといったようなしくみを都道府県ごとで考えていこうかと。お隣の青森も今そういったことを試みているわけですが、ただ、都道府県職員としての身分保証、退職金をはじめ難しい問題がございます、そうしたことをクリアしなければならない。給与面での優遇をどうするか。あるいは、やはり主に過疎地域に行くものですから、研修機会、海外も含めて勉学の機会をどう確保していくとか、専門医の資格制度の中でどのようにそういったことをプラス評価として考えるか、いろいろな問題がございます。そこは3省の皆さん方と十分に話したいと思っておりますが、今はもう実態が大変苦しい状況になっておりますので、こうした諸問題をぜひクリアしていただきたいと同時に、そうしたことを近々に策定いたします第10次僻地保健医療計画の中でも、こうした深刻な医師不足を前向きにとらえていただきたいということでございます。

他にも、医師確保のための人材バンクですとか、特に女性医師バンクですね。仕事と育児を両立できる就労環境の整備、こういったこともございます。国の方でも8月にこの問題については検討委員会がございまして、報告も出ているようでございますが、その中に大変有益な報告も出ておりますので、実行に向けて一層のご尽力をお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

【竹中総務大臣】 愛媛県知事、どうぞ。

【加戸愛媛県知事】 ありがとうございます。僻地医療の確保ということで話させていただきます。愛媛県は山間部、あるいは離島をたくさん抱えておりまして、地域における医療の確保、特に僻地診療所における医師の確保が大きな課題になって、悩みの種でござ

います。このため県で自治医科大学の卒業医師を僻地医療機関に配置いたしておりますけれども、何しろ人数には限りがありまして、慢性的な医師不足という状態で、苦慮いたしております。

そこで本県でも新たな医師確保対策といたしまして、地元の愛媛大学医学部と連携して、僻地医療に熱意を持ってもらえる医師を養成して、愛媛県内で勤務してもらうことを目的とした医学生対象の奨学金制度の創設を大学と一緒に検討を進めておりまして、何とかとりあえず一定の人数の確保をしたいと考えているわけでございます。それでもとても足りる状況じゃありません。そういった点から、これは愛媛県と同様な事情がある県もかなりあると思います。そういった趣旨で、基本的な、あらゆる現在の医師養成機関である大学の医学部で、僻地医療従事医師養成制度の創設ということを提案させていただきたいと考えております。

制度としては、それぞれの大学の医学部に僻地医療従事医師の養成特別枠というような形で、一定の人数を設定していただいて、それに対して就学資金を給付する、またはその就学資金の給付を受けた者は、卒業後の一定期間は僻地診療所等で勤務していただく。ある意味で自治医科大学に準ずるような形で一般大学の協力という形で、全国的に取り組んでいただかないと、この問題は基本的には解決しない、なお難しい状況がさらに拡大するのではないかと。そういった点で、例えば今の制度の枠に入りました学生、卒業された場合の扱い、これは僻地医療情報センター等々もありますが、国におかれまして、その総合調整をして、それぞれの各県の需要に応じて配置を考えていただくというような点の真剣な取り組みをぜひともお願いしたいと思っております。特に僻地の焦眉の急と私は考えております。よろしくお願いいたします。

【竹中総務大臣】       どうぞ。

【古川佐賀県知事】       ありがとうございます。佐賀県知事の古川康でございます。今、愛媛県の加戸知事からもお話がございましたが、もう医師不足というのは解消された過去の課題というふうな認識がひょっとしたらおありになるかもしれませんが、ここにきて、また急にかなり大きな問題として出てきているという実感をそれぞれの地域の知事さんたちはお感じになっておられると思います。佐賀県も全く同じでございます。それぞれ県単位でさまざまな政策に取り組んでおりますけれども、私はお医者さんの養成には非常に多額の国費を、特に国立大学の学生の場合には要しておりますので、最近、企業の社会的責任、CSRという言葉がありますけれども、医師の社会的責任というものもあるのではな

いかと思っております。要は、DSRと言うべきものでも、そういう概念でも出していたいて、とにかくある一定の期間は僻地であるとか、そういう医師が必要とされているところできちんとお仕事をしていただく仕組みをぜひともこれはオールジャパンで、国としてご検討いただければというふうに思っているところでございます。

それと私からは、一つ、インフルエンザ対策について、厚生労働副大臣にぜひお尋ねをしたいと思います。インフルエンザ対策をしていくために、昨日から今日にかけて、実は厚生労働省のほうでは、今まで必要だと言っていたタミフルの備蓄の数字を1.7倍に引き上げるというふうな報道がなされております。そもそもこのインフルエンザ対策で、この都道府県で備蓄をせよというふうな指示も明確に文書であるわけではなくて、一定の割合で都道府県で持っておいてもらわないと困るよという話が担当者会議の席上であったというふうに聞いているんですけれども、その数字が1.7倍になっている。しかしながら、ご存じのように、今、タミフルをつくっている会社は、スイスのロシュ1社で、我が国の中外製薬だけが輸入しているという状況で、とても足りるのかと思っております。しかも、それが都道府県単位で確保せよと言われても、実際上は確保しようがないのではないかと思っておりまして、ここについてはやはりどうしても国のほうで、ある意味責任を持って、きちんと数を確保していただかないと、実際上は確保できないのではないかとというふうに思っているところでございます。このことについてのご見解をお尋ねしたいと思います。

最後になりますが、それにつけても生活保護ということでございまして、これだけは私どもとしては容認しがたいということとあわせて、小坂大臣にぜひ義務教育についても、小坂大臣は、名前は「憲次」でございますけれども、これだけは「堅持」せずに、ぜひ地方に渡していただきたいと思います。

【竹中総務大臣】      それでは、栃木県、どうぞ。

【福田栃木県知事】      栃木県の福田でございます。栃木県も生活保護についての負担のつけ回しについては断固反対をいたします。ところで、医師確保につきまして、本県におきましても、救急医療体制の確保が困難になるなど、地域医療が危機的状況にあります。ぜひ国におきましては、医師確保のための諸施策を早急に実施していただきますようお願いをいたします。

具体的な要望につきましては、先ほど来お話がありますように、需給の見直し、これは昭和23年の医療法の制定以来、抜本的な見直しがされていない。これらの見直しを早急に行うべきであると。

さらに、2点目としては、偏在の解消については、医師不足の深刻度に応じて、都道府県に優先配分をするとか、あるいは一定期間、地域医療に従事するなどの義務化するような仕組みを検討してはいかがかというふうに思います。さらに、小児科、産科などの深刻な医師不足の診療科目につきましては、診療報酬の優遇についても検討を願いたいというふうに思います。

結びに、3つ目ですけれども、病床規制の緩和についてもお願いをしたいと思います。ことし1月の厚労省通知で、公的病院に限って再編後の病床数の減少等を条件に、病院間の病床移転が可能となりました。効率的な医療サービスのあり方を検討し、病院間の機能分担と再編によるネットワーク化を進めることが重要だと思います。よって、病院間の病床移転につきまして、対象を公的病院に限定せず、また、再編後の病床の減少を条件から外すなど、地域の実情に合わせた緩和措置につきまして、ぜひ取り組んでいただきますように要望いたします。

以上です。

【竹中総務大臣】      たくさんの論点が出されておりますが、ほとんど赤松副大臣にお答えいただかなければいけないのかと思っておりますが、よろしくお願いします。

【赤松厚生労働副大臣】      はい。川崎大臣がいなくなりましたので、私、役不足でございますが、厚生労働副大臣赤松が答えさせていただきます。

今、青森、岩手、愛媛、佐賀、栃木、各県の皆さんから医師不足、医師の確保という、非常に重要な問題をいろいろさまざまな、具体的な提案も込めて言っていただきました。非常に川崎大臣も、また、私もともにそういう僻地を抱えたところから出ておりますし、きょうここに大勢来ておられる閣僚の皆さんも同様、ほとんど大半そういう地域を抱えておりますので、先ほど来のお話、非常に痛く深くしみ込んだわけでございます。今回の医療制度の改革という中で、しっかりとこうした医師の確保という部分に力を込めて、取り組んでまいりたい、そんなふうに厚生労働省としては考えております。

まず先ほど岩手県知事からもありましたが、本年8月に、総務省、文科省とともに設置している地域医療に関する関係省庁連絡会議におきまして、かなり幾つかの具体的な新しい提案をいたしております。1つは、都道府県において大学や病院関係者等の参画を得て、当該地域における具体的な医師確保方策について検討を行う医療対策協議会の設置の制度化、これが1つであります。また、2つ目には、小児科や産科など、少人数で診療を行っている医療機関が散在している地域における医療資源の集約化、重点化の推進、また、

先ほどもありましたが、女性のお医者さん、仮称ですが、女性医師バンクの設立と、女性の医師の就労支援をしっかりとしていきたい。4つ目は、小児科医師以外の医師による小児の初期救急医療への参加促進。こういったことをはじめとしまして、医師確保総合対策を取りまとめたところでありまして、現在、概算要求や制度改正の検討など、各般の具体化に取り組みつつあるところでございます。

また、次期診療報酬改定に向けまして、重点的に対応していく分野として、小児科医や産婦人科等の適切な評価についても検討するなど、引き続き総合的な医師確保対策にしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

これはもう蛇足でございますが、各都道府県におかれまして、小児科や産科を含めた医療計画の策定や医療対策協議会の活用等を通じて、地域の実情に応じた医療提供体制の確保に積極的に取り組んでいただくよう、お願いしたい。こんなふうなことを医師不足の問題につきまして、今、鋭意検討し、進めたい。先ほど、そういうプランはいいけれども、実行においてしっかりと取り組んでもらいたいという話がありましたが、そのようにしていきたいと、そんなふうに思っております。

それから、2つ目の問題としまして、インフルエンザ対策につきまして、先ほどご指摘がございました。この新型インフルエンザが出現した場合に、極めて重要な事態が日本の社会の中に起こるという強い、そういう危機意識を厚生労働省としてもしっかり持ちお持ちしまして、従来、2,500万人分の高インフルエンザウイルス薬を平成17年度より計画的に備蓄するという、そういう計画を既に持っておりますが、このうち、先ほど民間の指摘云々とありました、確保云々がありました、それ以外に、現行では、国が約60万人分、都道府県が約440万人分を備蓄することにしておりますけれども、新型インフルエンザ対策行動計画におきまして、これを見直して、あわせて約2,000万人分の備蓄を行うという方向で、今、関係省庁と協議を行っているところでございます。先ほどご指摘あったように、一部、新聞報道で既に、まだ全体の確定したものを発表する前の段階で一部漏れたようなことから、ご不安を与えているようでございますけれども、現在、今、申し上げましたように、国と都道府県あわせて約2,000万人分、細かい配分につきましては、これから適切に分担することとしたいと考えてお持ちしまして、若干のご協力をお願いするというふうになろうかと思います。

それから、先ほどご指摘あった病床規制の緩和につきましては、地域の医療費に与える影響など、総合的に勘案する必要がありますので、今のご指摘、しっかりと承りまして、

栃木県知事からと思うんですけれども、対応をこれからしっかりしてまいりたい、そんなふうに思っております。

最後に、きょう冒頭から生活保護費の問題について、大阪府知事を皮切りに、先ほど中馬大臣の発言に拍手が出たりして、いろいろ皆さんの熱い気持ちはひしひしと伝わってまいります。川崎大臣にもしっかり伝えまして、しっかり皆さんのご意見を聞いた上で、適切な対応を考えていきたい、そんなふうに思っているところでございます。厚生労働省としては以上です。

【竹中総務大臣】       ありがとうございます。小坂文部科学大臣、お願いいたします。

【小坂文部科学大臣】       はい。赤松副大臣から、詳細に述べていただいたとおりでございまして、厚生労働省、総務省、そして、文科省、3省の関係省庁連絡会議において、今後とも協議を進めてまいりたいと思いますし、具体的ご提案をいただいた点について、しっかり取り組んでまいりたいと存じます。特に最近のような、訴訟が非常に多くなってまいりますと、先ほどご指摘のような小児科、産婦人科、あるいは麻酔科というような、リスクの多い医師になりたがる方が少なくなってまいりました。こういう方に対しては、やはり何らかのインセンティブをつけていかないと、なかなかいただけないということになります。そういう意味では、大学の地方出身者枠、地元枠といいますか、こういったものを設置するということも既にこれは17年度は7大学でございましたが、18年度、さらに9国立大学が実施するという予定も入っております。着実に増加をしているということでございます。

また、これは若干私見も入りますけれども、私は医師の配置を厚生労働省にも今後、また、一政治家としてもお願いをし続けたいと思っていることが一つございまして、これは既に免許を持って実績のおありのある方が産休等でやられて、それから退職をされる。しかしながら、地域に住んでらっしゃる。こういった方を、この常勤でないとポイントになりませんので、なかなか難しいんですけれども、これをパートとしてワークシェアリングのような意味合いで、この1週間を分担していただくということになりますと、子育てと相まって勤務をしていただけるようなことが可能になってくるわけですね。こういうようなものを取り込めるような、そういうような制度的な規制緩和もお願いをしながら、こういう問題に取り組まないと、具体的対策がなかなか進まないなと思っております。こういったこともあわせながら、私もこの立場になりましたので、この問題、ほんとうに深刻な問題でございます。一生懸命取り組んでまいりたいと存じます。

【竹中総務大臣】 はい。ありがとうございます。

それでは、次のテーマでございます「まちづくり」……。

【佐藤福島県知事】 今の件ですが、総理にご質問、今のテーマで申し上げたんですが、2年前のこの会議で、私ども東京の、まさに発展の原動力になった只見町というところで、その周辺も含めて、医師が一人もいなくて困っておる話を申し上げました。そして、私どもは、福島県立医大というのがあって、私が設置者ですから、そこで定員を少なくとも増やしていけるわけです。そのお願いをしたんですが、まだ返事が来てないんですよ。3省の大臣、今日ちょうどいらっしゃいますので、なぜ、その定員を増やすということが、私が設置者でありながら、医師がいなくて、まさに命に関するような状況があちこちで起きている中で決められないのか、それはまさに地方分権そのものなんです、お答え、どなたかからいただければと思います。

【竹中総務大臣】 はい。小坂大臣。

【小坂文部科学大臣】 きょうは回答を申し上げる場ではないわけですが、ご指摘のありました点、調べまして、適切に対応できるように、それぞれの関係先に聞いてみるようにいたします。

【竹中総務大臣】 しっかりと対応いたしたいと思います。

それでは、お待ちかねの知事もいらっしゃいますので、もう一つの「まちづくり、地域振興」について、ご発言をいただきたいと思います。

岐阜県知事、富山県知事の順番でお願いします。

【古田岐阜県知事】 ありがとうございます。まちづくり三法の見直しについて、一言申し上げたいと思いますが、実は、このまちづくり三法、私自身が何年か前にかかわったものでございますので、いささか反省も込めまして、経済産業大臣及び国土交通大臣にお願いを申し上げたいと思います。

ご案内のとおり、これは旧大店法の廃止というところから始まっておりますので、今の体系はどうしても規制サイドも振興サイドも小売商業をどうするかというところに重点があるわけでございます。ところが、このまちづくり三法施行後の状況を見ますと、地方都市の中心市街地の疲弊といいますか、衰退は待ったなしという状況でございまして、郊外にはとんでもない大きなメガコンプレックスができつつあるわけでございまして、名前も、それらの施設はもはや「タウン」と称しておりまして、7、8ヘクタールから10ヘクタールに至るような規模のものが次々とでき上がっていくわけでございますし、また、

このところ、病院、学校等の公共施設も次々と郊外に出ていくと、こういう状況であるわけでございます。そういう中で、今後の政策の方向といたしましては、まず都市機能全般を市街地にどう集約していくかという観点、そして、中心市街地におけるにぎわいの回復をどうするかという観点、こういったことが必要ではないかと思っております。

私も地方の側も、選択と集中という観点から、地域をきっちり見定めて対策を講じていきたいと思っているわけでございます。そしてまた、政策については細かな政策の小出しではなくて、思い切った総合的なパッケージを規制、振興、両面にわたって講じていただければというふうに思う次第でございます。

もう少し具体的に申し上げますと、大店立地法でいいますと、物販の小売に着目した調整でございますが、現実には、シネマコンプレックス、アミューズメント、レストランその他の施設もそこに併設されておるわけございまして、トータルにどう調整するかという観点が現実的には必要となってきたのではないかなと思うわけでございます。

また、中心市街地活性化法について申し上げますと、総合的なタウンマネジメントという観点から、いわゆるまちづくり機関、TMOについての再活性化、あるいは民間活力という意味でのまちづくり会社への支援、そして、まちなかでの居住、住宅整備、あるいは公共公益施設の容積率の特例でありますとか、あるいは郊外立地抑制という観点からの開発許可対象にするといったようなこともあり得るのではないかなと思っております。

こういったもろもろの点につきまして、新たな支援制度、税制上の支援、あるいは住民、地元企業参加型のファンドでありますとか、SPCでありますとか、いろんな手法を導入していく必要があると思うわけでございますが、こういったことにつきまして、いろいろと両省ご検討いただいておりますというふうに伺っておりますが、よろしくお願ひしたいと思います。

また、都市計画法につきましては、郊外に行くほど開発の規制が強化されるようなシステムを考えていく必要があるのではないかな、具体的にはきめ細かなゾーニングの導入でありますとか、あるいは広域的な都市機能の観点からの規制のあり方でありますとか、そういったことが必要ではないかというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それから、私も、それにつけても生活保護費を一言だけ申し上げたいと思いますが、発言の機会を逸しましたので、一言申し上げますと、この三位一体については、実のある三位一体の成果をお願いしたいということでございまして、例えば17年度導入された三位

一体の成果について、果たして予算の中で幾らが地方の裁量を増したかということについて、県別、予算別にきちっと整理していただくのも今後の進め方の一案になるのではないかと考えております。おそらく驚くほど少ないということを発見されるのではないかと考えております。

また、そういう観点から、この生活保護費についても、私どもとしては大変疑問視しておる次第でございます。

それから、これに関連して一言、注意喚起という観点から申し上げたいことがございます。大変細かいことではございますが、つい先ごろ特養の居住費に係る介護報酬が大幅に減額されることになりまして、居住費が全額自己負担になったわけでございます。いざ導入をするという段になりましたら、低所得者層の負担の激変を生じ、これはまずいということで、制度を変えようではないかということになりまして、突然、一編の通知で、公的助成制度なるものが厚生労働省から提案されました。そして、国と地方が2分の1ずつ負担をし合うということでございまして、これは制度をスタートした後の、いわばその場しのぎの穴埋め措置として、突然こういう制度ができ上がったわけでございます。私どもとのご相談もありませんし、また、それに当たっての財源移譲もないわけでございます。

こういった形で、制度論を横に置いておいて、その場その場で補助金ができ、国の補助率何%、地方自治体補助率何%という制度がこの三位一体の議論の足元から新しくでき上がっていくというのはいかがなものかという感じもいたしますし、また、来年度の要求の中にあるようでございますが、介護サービスの情報調査につきまして、条例で手数料を定めるという制度になっておるわけでございますが、どうも手数料では足りないんじゃないかということで、公的補助制度をつくろうよということで、補助率2分の1ということで、ご提案があるわけでございますが、この条例で定める手数料の中で、どこまで対応できるのかといったような、きちっとした制度論をやって、できるだけ補助金に簡単に移っていくことは控えたほうがいいのではないかと、それが今の三位一体の大きな方向に沿うのではないかとということで、今後の新しい補助金をつくっていく際の姿勢といいますか、考え方として申し上げます。

最後に一点だけ。これも先ほど手を挙げたんですが、当てていただけませんでしたので。首都機能のバックアップ、あるいは、副首都構想という議論がございます。先ほどご答弁で、もちろん尽きておるわけでございますが、首都機能移転の候補地となっております私どもとしまして、10年以上かけて、法律をつくって、国としてきちっと議論してきた

流れと、そして、首都機能の危機管理という観点から何をするかという議論と、きちっと整理をしておきませんと、どこに重心があって、どちらを向いているのかわからなくなる。また、首都機能のバックアップという観点から、箇所づけの議論が始まりますと、またそれはそれでなかなかの議論になるのではないかというふうに危惧しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【竹中総務大臣】       どうぞ、富山県知事。

【石井富山県知事】       ありがとうございます。それでは、松村国土交通副大臣と二階経済産業大臣にお伺ひしたいまちづくりの件であります。私はおかげさまで、昨年11月に知事に就任させていただいて、1年たったんですけれども、就任以来、県内各地でタウンミーティングとか中小企業の皆さんとの対話、それぞれ7、8回ずつやってきております。どこに行きましても、やっぱり県民の皆さん、また、商工業者の皆さんから、大型店の立地問題、それから、その関連で非常に中心商店街が衰退して、空洞化して、このままではみんなつぶれてしまう。ほんとうに悲痛な声を聞くわけであります。

実際、数字的に見ましても、例えば富山県内ですと、ちょっとデータは古いんですが、平成6年と平成14年で比較しますと、大型店1,000平米以上のものが、28万平米ほど増えている。一方、例えば富山市は、今、富山県では県都ですけれども、ここの中心的な商店街を全部入れましても、既存の百貨店も入れても、5.8万平米ぐらいしかない。第2都市の高岡ですと、2.8万平米しかない。ですから、その既存の商店街の何倍にも当たるものが、10年ぐらいの間に立地している。その後数年たって、もっと立地していると。1店舗で5万平米ぐらいの大型店もたくさんあるわけですね。その結果として、例えば富山県の県都であります富山市でいいますと、この20年間で、その中心部を歩く歩行者の通行量が、20年間で4分の1に減っていると、こんな状況になっております。

私は、これはほんとうに一部の方がおっしゃっているだけでは困りますので、実は県民に対して世論調査をやってみたんです。そうすると、もちろん中心商店街にももっと自助努力してもらわないといかん面もあるんですけれども、やっぱりこのまま中心商店街が衰退していくというのは将来のこと、高齢化が進むとかいろんなことを考えると、やっぱり問題だという回答が、これは6割。それから、郊外への大型商業施設の出店を規制したほうがいいのかという回答が5割をかなり超えております。

やっぱり中心商店街というのはただ、まちの顔ということももちろんありますけれども、そこで生業を立てていた方々というのは、地域の祭りとか、環境美化とか、地域の活性化

とか、いろんなことを一生懸命になって支えてきた、いわば日本の社会の非常に健全な人たちなんですね。こういう人たちがもう成り立たなくなっている。それから、都市計画の観点からいいにしても、やっぱりこれから少子化が進む、高齢化が進む。80歳ぐらいになると、運転もできなくなるということもありますので、そうしますと、また社会資本の投資能力も減ってくると。やっぱり効率的な社会資本整備でコンパクトなまちづくりをしていくという、そういう時代になってきていると思います。そういう意味で、歩いて暮らせるまちづくりというか、そういうことを心がけていかなきゃいかんと。

今、岐阜の知事さんからもお話が出ましたけれども、前の大店法が廃止になって、まちづくり三法ができて、その一環で、例えば平成10年、12年に都市計画法の改正もありまして、例えば大型商業施設の立地を規制する手段は、確かに整備されたんですけども、市町村の権限になっていますので、例えば富山県は非常に合併が進んだ県なんですけれども、その新しい市のちょっと郊外のまちに、また大型店舗が目をつけていまして、すぐそこへ立地するんですね。しようとするんです。そうすると、そのまちにとっては、そこだけ見ればなかなか断りにくい、規制しにくい。しかし、既存の商店街にとっては、大問題で、せっかくというようなことが、もう非常に何件も出ております。

そこでお願いしたいのは、やっぱりそういう広域的な調整というのはやっぱり個々の市町村では無理な面があるものですから、ぜひ今の都市計画法にそういったケースの場合は、都道府県がイニシアティブをとって、広域的な観点から立地調整できる仕組みをお願いしたい。これは条例であるとか、いろいろ考え方はあるんですけども、せっかく都市計画法というものがあるんですから、そういう手当を、仕組みをつくっていただけないかと。

それからまた、あわせて、今ほどもお話に出ましたけれども、やっぱり中心市街地というのはそれなりに活性化させないと、非常に日本の都市の効率的な運用というのが難しくなるとか、それから、日本の社会を担ってきたそういう人たちがいなくなると非常に困るわけでありまして、何とか、例えば優良地区的なものを指定をして、それをいろんな税制の面とかいろんな面で応援するとか、そういった仕組みですね。分権の時代ですから、そんなに微に入り細にわたって法律に書いていただく必要はありませんが、せっかくですので、都市計画法なり、さっきの話に出た中心市街地活性化法、そういったところで大枠を決めていただいて、また、例えば税制上の措置というのは法律でやっていただかなきゃいけませんので、そして、あとは自治体が、県なりが条例その他でちゃんと対応できると、こういうふうにしていいただいたらありがたいと思います。

【竹中総務大臣】 それでは、福島県知事にお話をいただいてから、お答えさせていただきます。

【佐藤福島県知事】 もう富山の知事さんのおっしゃるとおりですが、私ども、4、5年、意見を聞きながら条例をつくりました。広域調整をつくりました。つくる前の日に、チェーンストア協会がお見えになって、憲法違反でないかというクレームをつけられましたが、つくったところです。実はヨーロッパもアメリカも視察して、霞が関の皆さん、ご存じだと思うんですが、この大型店の規制については市場主義のアメリカ等からの圧力でできたと思うんですが、アメリカ等の状況を調べますと、全然、商業調整がだめだという判例もないし、そういう動きはしていませんね。

ですから、その辺を十分おわかりだと思うので、その辺を含めて、国のほうでゾーニング授權法という、アメリカの場合ですと、授權法というのを、州なり市町村に与えて、それで、その範囲内でやっているんですが、環境という問題の視点から、自然環境、社会環境、それから、経済環境も含めてどうかという判断、それから、公平かどうかは当然でございますが、そういうことを判断基準にしてブレーキをかけて、地域社会の衰退を防いでいるんですね。その辺を一つ、もう霞が関の皆さんはおわかりだと思うので、これ以上申し上げませんが、一つ判断材料にさせていただきたいと思います。

【竹中総務大臣】 それでは、まず二階経済産業大臣をお願いします。

【二階経済産業大臣】 富山の知事さんからお話がありました件であります。私も大型店舗の自由化ということがだんだん進んでいくと、歴史的といいますか、そういう過程において、こんなことがほんとうに次々、次々許しておって、大丈夫なのかという危惧がありました。しかし、一方、自由化の声、国際化の声に押されて、地域も関係者もこれでいいのかなという思いでジーンと眺めておったと思うんですが、今日の事態は、先ほど知事からお話のあったとおりでありまして、深刻な状況になっておることは私も痛感をいたしております。

先般の衆議院選挙におきましても、きょうご出席の知事及び関係者の皆さんの大変なご支援をいただいて、結果的には自民党は大勝利をさせていただいたように伝えられておりますが、私はやはりもっと細部に検討してみると、もっと得票が伸びてもいいような地域で、やっぱりなぜここが伸びないのかということに関して、我々は地方の深刻な経済状態ということに対して、もっと耳を傾けるといいますか、中に入って、足を踏み込んで検討していかなくってはならないということを思っております。

それだけに今、知事からそれぞれお話のありましたこと、よく承知をいたしておりますが、私ども、これからまちづくりの問題等につきましては、国土交通省ともよく相談して対応していきたいと思っております。その上は、例えば富山県なら富山県がこのことに真剣に取り組んでいただけるということであれば、我々の側も模範的な結果が得られるような対応を考えていきたい。ただここで答弁だけしておくだけでなく、ご一緒になってこの問題に取り組んでいきたい。そして、それは他県も、関係者の皆さんにも、こんなことでどうでしょうかと言えるようなものをやっぱりつくり上げていく。

私ども自分の県内のことを考えれば、ほんとうに何とかならないのかという声に対して、お答えのしようのないような状況になっておりますね。私はそのことを思うと、今、このような立場に立って、責任をほんとうに感じております。それはしかし、東京都内の場合にも、同じような状況にあるわけでありますから、まさにオール日本で対応していかなきゃいけない。積極的なご意見を今後ともちょうだいすると同時に、また、必要に応じて、部長さんでも寄越していただければ、一緒になって協議して、ただ単にご要請を受けたというふうな、そんな気持ちじゃなくて、ほんとうに真剣にこの問題を知事さん方と取り組んでいきたい、こういう気持ちであることを申し上げておきたいと思います。

【竹中総務大臣】 それでは、松村国土交通副大臣、お願いします。

【松村国土交通副大臣】 大臣にかわりまして、答弁申し上げます。

この問題のあり方について、今、経済産業大臣からお話ございました。事務的に申し上げますと、国土交通省では昨年末から「中心市街地再生のためのまちづくりのあり方に関する研究アドバイザリー会議」を設けまして、中心市街地の現状・課題や大型集客施設立地のまちづくりへの影響などについて、学識経験者の助言を得ながら、基礎的調査を進め、中心市街地のにぎわい創出のための支援や広域的観点からの大型集客施設の適正立地の確保など、さまざまな観点から検討を行いまして、本年８月に最終報告書を公表したところでございます。また平成１７年６月３０日と７月４日に、社会資本整備審議会の都市計画・歴史的風土分科会及び建築分科会に対し、それぞれ「新しい時代の都市計画はいかにあるべきか」及び「人口減少等社会における市街地の再編に対応した建築物整備のあり方」について諮問し、審議を行っているところでございます。

これらを踏まえまして、次の通常国会にこの法案、改正を提案したいと、成立させたいと。関係省庁とも連携しながら、第１部は集客施設等の都市機能の適正立地の推進、広域調整手続の整備等を図るため、都市計画法の改正について検討するとともに、選択と集中

の考えに基づいた中心市街地の支援策の充実、地域の対応の主体の参加を促す仕組みの導入等を図るために、中心市街地活性化法の改正について検討してまいります。

この関係省庁と連携しながらと申しましたが、きょう、岐阜県、富山県、福島県知事の大変重みのある発言を受けまして、各知事ともよく、密接な連絡のもとに法案を改正したい、このように考えております。

【竹中総務大臣】 どうもありがとうございます。それでは、いよいよほんとうに時間がなくなってまいりました。ここから先はテーマを絞らずに、一問一答でお願いを申し上げますので、テンポよくお願いしますが、とても全員は無理だということをあらかじめ申し上げておきたいと思います。

それでは、熊本県知事、どうぞ。

【潮谷熊本県知事】 ありがとうございます。実は次世代育成支援対策推進法についてですが、少子化問題が、これは国の最重要課題、将来にとって欠くことができない課題であるということは論をまちません。しかし、現実には、この次世代育成支援対策推進法によって義務づけられている事業主行動計画、この策定義務が301人以上のところに義務づけられています。熊本県の例でいいますと、301人以上の事業所というのはわずかに0.43%にしかすぎません。今後大多数の300人以下の事業所、ここをどのようにお考えになっていかれるのか、1点聞きたいと思います。

それから、2点目ですけれども、経済的支援に関して、社会保障給付費は高齢者と、それから、児童の領域、非常に差がございます。わずかに児童家庭関係給付費は5%にも満たない、こんな状態がございます。今後本当に真剣に少子化問題に対応していくということとでありますならば、この辺の予算の配分を含めて、見直していくということが大変大事ではないかと思います。厚労省、内閣府をはじめ、関係省庁もこの点についてはたくさんございます。ぜひ実行性の担保をお願いしたいと思います。

以上です。

【竹中総務大臣】 それでは、これは猪口大臣と赤松副大臣に手短にお答えをお願いいたします。

【猪口少子化・男女共同参画担当大臣】 ありがとうございます。次世代育成支援対策推進法の実施の強化、これはさまざまな観点から推進すべきことと考えております。また、さまざまな規模の企業におきまして、子育て支援策を実施するように、また、両立支援を含めた育児休業の取得の促進、あるいは、育児期の労働時間の短縮、あるいは再就職支援、

総合的に少子化対策を推進しなければならず、そういう観点から必要な予算は確実に獲得して、推進していきたいと思います。細かいことは申し上げませんが、既に子供子育て応援プランというのがございまして、これを推進する流れをつくっておりますので、また同時に、新規のさまざまなこともよく考えて推進していきたいと考えております。

【竹中総務大臣】 よろしいですか。それでは、副大臣どうぞ。

【赤松厚生労働副大臣】 厚労省としては今のご質問に対しましては、育児休業取得者等が初めて出た事業主に対する、特別に手厚い助成を５年間集中的にやると、こういうふうなこと等、１８年度の概算要求に入りたいと、そんなふうに思っております、今ご指摘のあった点、しっかり踏まえてやってまいりたいと思います。

【竹中総務大臣】 それでは、石川県知事、お願いします。

【谷本石川県知事】 小池環境大臣にお願いしたかったんですが、副大臣はおられるんですか。

【竹中総務大臣】 大変申しわけありません。ちょっと今。時間の関係で大変申しわけありません。北海道知事、お願いします。

【高橋北海道知事】 ありがとうございます。私どもも少子化について、ほんとうに一言にします。我々は道州制を提案している立場もございまして、地域にできることは地域にということで、この子育て支援につきましても、昨年、道独自の条例をつくり、そして、道民意識を見ても、出生率１．１９という全国ワースト４の状況下で何が求められているんだという意識調査をいたしますと、経済的支援を求める声が大でございまして。道財政はもう破綻寸前ではございますが、なけなしのお金を使って、就学前児童に向けての医療費助成は全国トップレベルまでしておりますが、この経済的な支援の面はやはり税制面、あるいは全国一律の助成制度など、やっぱり国において検討していただくべきことだと思っておりますのでございます。その要請が一つ。

それから、私ども北海道は核家族化が特に進んでいることが、この子育て環境によくないという意識を持っておりまして、地域ごとの人生経験豊かな高齢者の方々などからなる地域ボランティア、せわずき・せわやき隊、俗称「すきやき隊」というものの組織化というのを地域独自に進めているところでございます。これは結構いいアイデアかなと思っておりますので、もし可能であれば、全国的にもこういったことも国の助成も含めてご展開されますと、全国的な子育て支援環境づくりもなってくるかなという思いを持っております。それが一つでございます。

それから、北方領土問題につきましては、先ほど総理大臣にもご要請申し上げたところでございますが、外務大臣おられますですね。ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

【竹中総務大臣】 それでは、猪口大臣、最初でいいですか。

【猪口少子化・男女共同参画担当大臣】 はい。子育て支援につきましては、多様性を確保していくということが今後非常に重要になるのではないかと考えております。せっかくの機会ですから、例えば子育て支援の拠点づくり、例えばファミリーサポートのシステムでありますとか、そういう部分も実際の場におきまして検討していただきたいと思います。待機児童ゼロ作戦で、保育園の拡充等やってまいりましたけれども、さらに拡充し、かつ、形態につきましても、家族ごとのニーズが異なりますので、そういう多様性の確保、そういうことが重要ではないかと考えております。

私、先ほどからさまざまな知事様のご意見を伺っておりまして、これだけの長時間の議論の中で、都道府県から出てきます国に対するご質問の中で、少子化の問題が私からすれば最重要課題、この国の最重要課題、皆様方がご議論されてきましたさまざまな問題は、この流れを変えることによっておおかた解決するであろうとも思いますにもかかわらず、全くご質問、ご要望がここの時間まで出ませんでしたこと、改めて私の仕事の先の大変さを感じるところもございました。どうか特に若い子育て世代が経済的にもなかなか正規雇用が揺らぐ中で、余裕がなく、そして、仕事と家庭を両立するという環境整備が各都道府県におかれまして、最重要課題として位置づけられているのかどうか、そういうことも私からのお願いとしてこの機会に述べさせていただきます。ありがとうございます。

【竹中総務大臣】 麻生外務大臣、お願いいたします。

【麻生外務大臣】 席が2つ違って、総務から外務にかわると、こんなにもこの知事会というのは楽しいものかと思って。(笑)そう思ったら、いきなり最後に振られましたので。

北方領土の問題についてご質問をいただいておりますけれども、ご存じのように、60年たって、少なくとも日本、ロシア双方がいまだに平行線をたどったままで、ずっとこういつている状況というのは、これは今後も永遠に続けるとなるということは、これは日露双方の国益、両方の国益に全然合致しないんだと、私は基本的にそう思っております。したがって、プーチン大統領が今回来られたから、直ちに解決するというような種類の問題では全くありません。ただ、この四島の帰属に関する問題を解決して、平和条約を早期に締結し、もって両国間の関係を完全に正常化するというのが、日露共通の指針というのが

決められておりますので、こういった点からいきますと、これは基本的には、これこそ政治レベルの話であって、役人で話し合って決着がつくような種類の話では全くありませんから、そういった意味では、今回、訪日されるというのはいい機会でもあらうと思いますので、平和条約締結に向けて、これは国境線の確定の話にしたって、いろいろな話がいっぱいありますので、両首脳の政治的な意思というものを確認した上で、さらに話を丁寧に進めていかねばならぬものだと思っております。

【竹中総務大臣】 麻生大臣が10分ぐらい話されるんじゃないかと思っていましたが、あと5分ぐらい時間がございますので、どうぞ。滋賀県知事。

【國松滋賀県知事】 ありがとうございます。私から、農林水産大臣にお願いしたいんですが、これは林業公社の問題です。私どもの県だけではなくて、全国、たくさんの県で、林業公社で造林を進めてきまして、今、大変な課題を抱えております。これはそもそも国策として拡大造林をしようということで、分収造林という手法を用いて、山を守ろう、あるいは、木を植えようということで進めてきました。とりわけ林業公社が担当したのは、条件の悪いところを主として担当するということで、それぞれ山をお持ちの方でやっていたところはそれぞれやっただく。しかし、条件の不備なところを、この公社でやろうということでやってまいりました。

問題は、これは木が大きくなったら売れる、そして、それで借金を返すということで、借金でやろうということ。しかも、そのために農林業金融公庫で、当時は低利の資金を用意していただいたわけではありますが、残念ながら、一つは木材の輸入自由化が行われました。したがって、見事に国産材が低迷してしまっ、外材が利用されるようになってしまいました。そして、この木材価格が低迷したまま、一方で、金利は制度金融でございましたので、全体の金利が下がっているのに下げてもらえないというような状況の中で、借金が膨れ上がりまして、実に現在、全国42の公社がありますが、その累積残高は1兆2,000億円になっています。

私ども、琵琶湖を抱えておりますので、早くから京都、大阪、兵庫等、1,400万人の水源地であるということで、特に大阪、兵庫等の皆さんの力もいただきながら、一緒にこの制度金融を利用して、造林をやってまいりました。ところが、2つの公社で、私どもの県だけでも、関係だけでも、1,000億円という、この累積債務になってしまいました。国民の10%相当分の水源地を守ろうということで、制度金融を利用して、木を植えてきて、結局借金だけが残ってしまっていると。この借金は公庫や県の貸付等、制度金融を利

用してきました。県の部分については無利子にするなり、いろいろ努力しておりますが、とてもではないが、解決できないと、こういう状況にございまして、いわんや、将来の明確なこの見通しを見いだせないという状況にございます。

一方で、山を守らなきゃいけないということで、県でも、県民の皆さんに森林づくりに県民税をいただいて、この山を守る努力はしておりますが、この分収造林の制度、明らかに破綻しているわけですし、国有林については平成10年に、国有林改革ということでちゃんと手当をしておられるということでございますから、ぜひこれは国のほうでも、この今までの背景あるいは経緯等を十分ご理解いただいて対応していただきたいと思うわけがあります。

このことを全国知事会や各ブロック知事会からも再々要望し、林野庁もこの4月に有識者による懇談会を設けていただきまして、いい結論をいただけるのかと思っていたら、いや、それは地方のことは地方の問題だというようなことであったという話でございまして、非常に残念であります。ぜひここは国も一定、責任を持つ形で検討していただきたいと思っております。今、関係の府県で森林整備法人等の経営改善を推進するための森林県連合というのをつくっておりますが、農林業金融公庫と一緒にしまして、この企業債務に絞って、金融問題の検討会を立ち上げました。そして、ぜひ年内にもお答えできるような提案をさせていただきたいと思っておりますが、ぜひこの地方の公社問題について、地方の問題だというような形で門前払いするのではなくて、ぜひ政府として、これは山を守るということ、あるいは地球環境の問題もありますし、国土保全の問題もあります。ぜひ一緒に知恵を出して、公社問題について、国として抜本的な対策を講じていただきたいというように思います。

ぜひこのことを、これは滋賀県の問題というよりも、かなりの県が関係しておりますし、大変大きな金額になってきておりますし、とても見通しが立たないという極めて深刻な問題でございますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、農林水産省においては、10月に、別の問題ですが、経営取得安定対策等大綱を発表されました。ここで環境保全に向けた取り組みを打ち出されております。私も滋賀県では、琵琶湖をあずかっているということから、農薬を使わない、化学肥料を使わない農業というものをできるだけ進めようということで、環境こだわり農業を認証制度でやり、かつ、条例でそれに直接支払い制度というものをつくりまして、この普及に努めているわけでございますが、ぜひ国においても環境農業に対して、直接支払い制度を創設していた

だき、そしてまた、そういう方向に動き出しているようでございますが、ぜひこれは地域によって、個々に農業というのは実態がございますので、営農も千差万別というところもございますから、その支援対象なり、支援単価などについては、地域の主体性を生かせるような柔軟な制度設計をよろしくお願いを申し上げます。

なお、先ほど中馬大臣、率直なご意見ありがとうございました。

【竹中総務大臣】 知事、答えていただいてもよろしいでしょうか。すみません。宮腰副大臣、お願いします。

【三浦農林水産副大臣】 滋賀県知事にお答えしたいと思います。大臣が待ったなしのWTOの協議に出かけておりまして、本来、この問題こそ大臣に聞いていただきたい問題であろうと思いますが、私のほうから、答えやすいほうから答えさせてもらいたいというふうに思います。

後段の部分であります。この新しい担い手対策等ということで、環境と水と農地につきましても、一つの大きな手応えを持って、19年から政策ができるのではないかと考えております。今、滋賀県で先進的にお取り組みをいただいております内容につきましても、必ず今度は国としての支援ができる体制でカバーができているというふうに感じております。この点はまた事務的にしっかりとご確認をいただければというふうに思います。

それから、林業公社の問題につきましては、国としましては、この42万ヘクタールという、ご要望がありましたように、全国的な一つの問題であるという認識で、この点は適切な管理を今後もしていかなければならない、まずそういう認識に立っております。それがために、非常に高水準の助成金、国・県あわせて85から、場合によっては90%という助成制度でひとつ取り組みをしておりますことと、金融的な優遇措置を設けておりますこと、金利は0.64から0.75%という措置をとってきております。

それから、今後の18年の予算に向けましては、複層林化、針広の混交林化、広葉樹林化に対する助成を拡充をしていきたいということでございます。

また、契約変更に伴う間接経費の負担につきましては、その軽減をより図るべき取り組みをしていきたいということでございます。

もう一点、長伐期の複層林施業の推進等にかかわります金融措置の充実など、18年度の予算についても、具体的要求をしているところでございます。完全にこの点、先ほど非常なご杞憂の中に意見をいただいたことは、しっかりと大臣に伝えてまいりたいと思います。

十分な答えにはなっていないかと思いますが、答えとさせていただきたいと思います。

【竹中総務大臣】      ありがとうございます。時間が5時を回りました。ご発言いただけなかった知事の皆様にはまことに申しわけなく存じますけれども、何とぞご容赦をいただきたいと思っております。

それでは、最後に、全国知事会を代表して、麻生会長にごあいさつをお願い申し上げます。

【麻生会長】      きょうは小泉総理大臣、そしてまた、午後は各省大臣、ほんとうに長時間にわたりまして、私どもの意見を熱心に聞いていただきまして、また、非常に詳細にわたりまして、それぞれの考え方、回答をいただきました。まことにありがとうございます。

申し上げるまでもありませんけれども、国と私ども地方はまさに一体でございます。ともに力をあわせて、立派な日本をつくっていくと、共通の目的でそれぞれ頑張るわけでございます。ほんとうにありがとうございました。今後ともひとつよろしくお願い申し上げます。(拍手)

【竹中総務大臣】      本日はお忙しいところを、この官邸にお越しをいただきまして、まことにありがとうございました。また、長時間にわたり積極的なご意見をいただき、心から感謝を申し上げます。

以上をもちまして、本日の全国都道府県知事会議を終わらせていただきます。ありがとうございました。

— 了 —